

## South China - Asia Business Report

Vol. 18  
December  
2012

## 華南・アジア ビジネスレポート

## CONTENTS

## Briefs &amp; Editorial

## Topics

## 《みずほカオルーンセミナー・レポート》

中国経済の動向と今後の事業戦略…………… 3

- ◆ 安定成長を図る中国経済
- ◆ 中国事業戦略について

日系企業にとっての香港上場(後編)…………… 10

## Regional Business

## India インドの税制 [41]

インドの主要な間接税関連スキーム (その1)…………… 17

## Vietnam

ベトナム改正労働法の概要…………… 22

## China 解説・中国ビジネス法務[6]

## 外商投資企業にかかる

持分出資に関する商務部の暫定規定…………… 30

## China

## 「単一用途商業プリペイドカード

業務管理弁法 (試行)」の解説…………… 34

## Macro Economy

アジア各国・地域主要経済指標…………… 37

～金利編～

## Briefs

## Topics

### 《みずほカオールセミナー・レポート》 中国経済の動向と今後の事業戦略

中国ビジネスにかかわる日系企業にとって、2012年は震災復興やタイ洪水によるサプライチェーン分断からの回復に奔走した上期から、日中関係の悪化に揺れた下期へと、めまぐるしい事業環境の変化に翻弄された1年であった。

他方、13年以降の事業戦略を策定するに当たり、懸念されるのが減速傾向にある中国経済の行方と、日中関係の見通しである。弊行香港支店では11月26日、『中国経済の動向と今後の事業戦略』をテーマにセミナーを開催した。ここでは、中国マクロ経済の動向、また日中問題を経ての事業戦略について、セミナーの概要をお伝えする。

### 日本企業にとっての香港上場(後編)

中国企業の世界へのゲートウェイのみならず、世界中の多様な企業が上場を果たす香港株式市場は、時価総額で世界8位、新規株式上場(IPO)による調達額で2009年以降、3年連続世界1位と、世界有数の市場として各方面の注目を集めている。

日本企業にとっての香港上場を考える本レポート後編では、香港上場に当たっての具体的なプロセスや関係者の役割、上場後の開示義務について解説する。



## Regional Business

### インドの税制 [41] インドの主要な間接税関連スキーム(その1)

インドでは物品税、サービス税、付加価値税、中央販売税など複数の間接税が複雑に入り組んでおり、インドビジネスにかかわる日系企業の悩みの種となっている。特にインドで新たなビジネスを行うに当たっては、これらの間接税にかかる規制や相殺の有無が重要な検討項目となる。

ここでは2回に分け、支払間接税と受取間接税の相殺ルールや、相殺が制限される場合に適用可能な主要スキームについて解説する。

### ベトナム改正労働法の概要

ベトナムの改正労働法が2013年5月1日から施行される。6年ぶりとなった今般改正は、多くの企業の期待にもかかわらず、労働者保護に主眼を置いた小幅な変更にとどまるものとなった。詳細な運用についてはガイドラインの公布を待つことになるが、企業は本改正に合わせた社内規定の見直し等が必要になる。ここでは、試用期間中の給与や深夜残業代の引き上げ、産休の延長など、企業の経営上影響が大きいと思われる項目につき、現行規定と比較しながらポイントを概観する。

## 解説・中国ビジネス法務 [6] 外商投資企業にかかる持分出資に関する商務部の暫定規定

中国でビジネスを行う外資企業、いわゆる外商投資企業の持分出資にかかる新たな規定がこのほど施行された。当該規定で明らかになった、(1)外商投資企業の新設、(2)非外商投資企業の増資による外商投資企業への変更、および(3)増資による外商投資企業の持分変更——それぞれについて、具体例を示しながら従前との相違点や実務上の留意点を説明する。

## 「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法(試行)」の解説

小売業、ホテル・飲食業、住民サービス業などで広く利用されている単一用途商業プリペイドカードを管理・規制する規定が公布された。プリペイドカードの発行急増とともに懸念が高まっていた、カード利用者の

権益保護や、資金流用の防止、カード悪用による詐欺や贈収賄の撲滅などを狙うもので、1枚当たりの金額・残高上限のほか、カード発行企業に対する届出義務や購入者の登録情報の保存、秘密保持などが定められている。同規定の主なポイントを概観する。

## Macro Economy

### アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

アジア各国・地域の金利推移をみると、金融危機を挟んで09年にかけて低下傾向の後、10～11年前半に上昇に転じ、その後、再び緩やかな低下傾向をたどるケースが多く見受けられた。

銀行間取引金利は10年後半から上昇基調にあった中国、ベトナム、インドなどで、11年後半～12年前半にかけて下落基調に転じた。貸出金利もインドなど一部の国・地域を除き、11年後半～12年前半にかけて緩やかな低下傾向にある。

## Editorial

2012年も残すところあと1カ月となり、来年度の事業計画策定に向け、中国・アジアビジネスをめぐる足元の情勢や展望の把握に悩む日々が続いておられる方も多いかと思われます。

かかる状況の中、弊行香港支店で11月末に開催した「中国経済の動向と今後の事業戦略」セミナーのアンケートで、昨今の当地ビジネスにおける売上減少の要因を聞いたところ、最も多かった回答は「中国の景気減速」で、続く2、3位が「日中関係の変化」と「中国の景気減速・日中関係の変化の両方」となりました。また、売上減少への対策としては「従来以上のコスト削減」が最も多く、次点には「他国拠点・市場への分散、開拓強化」が続きました。

セミナーに参加された日系企業は業種・業態ともさまざまですので一概には言えませんが、昨今の事業環境の変化を受け、各社が今後の戦略を練り直していることは間違いないといえるでしょう。ただ、中国ビジネスが市場の規模、また生産拠点の重要性からみても、引き続きなくてはならないものであることに変わりはありません。

アンケート回答の中には、不安定な情勢が続く状況下、リスク・ヘッジのため香港をさらに活用していくという意見も寄せられました。当該セミナーの内容は、本誌にて概略をご紹介しますので、ご参加いただけなかった日系企業の皆様も含め、今後の事業戦略策定のご参考としていただければ幸いです。

めまぐるしい1年間ではありましたが、今年1年のご愛読に謹んで感謝申し上げますとともに、2013年が皆様にとって飛躍の年となりますことを祈念いたします。どうか来年も引き続きご愛読のほど、何卒よろしく願い申し上げます。(A)



# 中国経済の動向と 今後の事業戦略

～みずほカオールセミナー・レポート～

東日本大震災やタイ洪水からの復興、そして日中問題と、事業環境がめまぐるしく変化した2012年。中国ビジネスを展開する日本企業にとっては、長引く日中関係の悪化に、来年以降の事業戦略をどう描くべきか、頭を悩ませる日々が続いている。みずほコーポレート銀行香港支店では11月26日、『中国経済の動向と今後の事業戦略』をテーマにセミナーを開催した。本稿では、各講師の講演概要をご紹介します。

## 安定成長を図る中国経済 ～7.5%成長目標達成なるか?!～

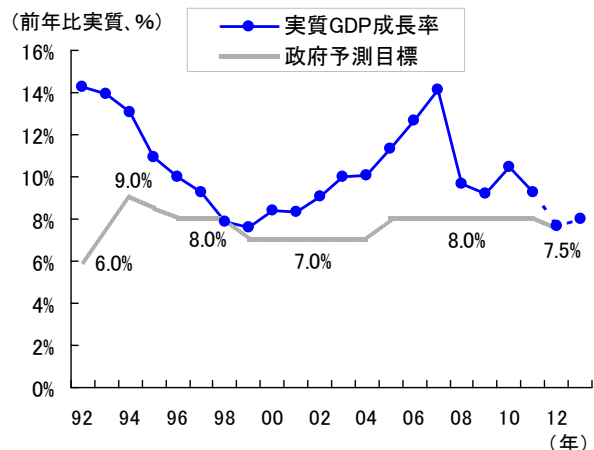
細川 美穂子 みずほコーポレート銀行(中国)  
中国アドバイザー一部 主任研究員

### 景気の現状と見通し～足元で底入れの兆し

中国の景気は内外需要の減退により7四半期連続で減速している。直近2012年第3四半期には経済成長率が+7.4%と、通年の政府目標+7.5%を下回る結果となった。過去約20年間を振り返ると、中国の成長率はアジア通貨危機の影響を受けた98年を除き、実績が政府目標を上回ってきた。これに対して12年は、欧州の債務問題や米国の景気低迷などを受け、実績が限りなく目標に近づいている状況にある(図表1)。

ただ、足元で一部の指標に底入れの兆しも認められ、通年の着地見込みは+7.7%と政府目標の達成は可能とみる。13年も、12年央から推進され

【図表1】GDP成長率政府予測目標と実績



(注) 政府予測目標は93年未公表。95年は「8-9%」。12、13年成長率はみずほ総研予測。

(資料) 国家統計局、CEIC、全人代サイト<http://www.npc.gov.cn/>

ている投資拡大方針の効果により景気は若干回復し、通年で+8.0%程度の成長率を予測する。



今後 10～20 年にかけての中長期的な見通しとしては、これまでのような二ケタ成長は望めないものの、5%以上と中程度の成長軌道を維持していくであろう。これまでの高成長により経済規模はすでに世界第2位に達しており、これだけの規模で中程度の成長を望める国は他に例を見ない。今後も中国が重要な市場であることに変わりはないであろう。

**低迷する外需～欧米の回復が鍵**

外需は欧州債務問題の影響などを受け、輸出入とも鈍化傾向が続いている。12 年9～10 月には小幅な回復傾向も見られるが、同年1～10 月期の貿易総額は前年同期比+6.3%にとどまり、通年の政府目標+10%の達成は極めて困難な見通しである。国・地域別の輸出構成比を 12 年1～9月期で見ると、昨年まで最大の割合を占めた欧州向けの輸出が大きく落ち込み、米国と入れ替わった(図表2)。いずれにせよ、欧・米が各々2割程度を占めるなか、中国の輸出にとって欧米市場の回復が鍵を握ることに疑いの余地はない。

また、12 年1～9月期の対中直接投資を見ると、累計総額が世界景気の減速を受けて前年同期比マ

イナスに落ち込むなか、日本からの投資は二ケタ台のプラスを維持した。特に景気が減速基調にある中国経済にとって、日本との関係はやはり重要であるはずだ。



中国アドバイザー一部 主任研究員  
細川 美穂子

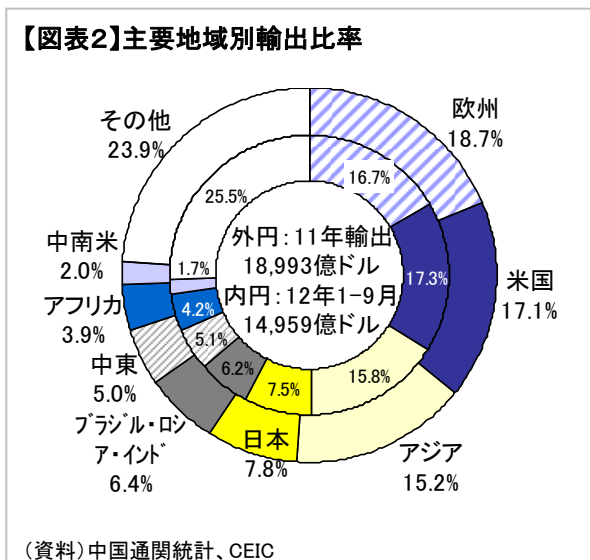
**内需も力強さを欠く状態**

内需は 10 年4月以来の不動産投機抑制策による住宅価格下落に伴い、鉄鋼やセメントといった建材、建機などの需要が減退し、景気の足を引っ張っている状況である。足元では、12 年5月以降の金融緩和による景気底打ち観測や、13 年にも不動産税(固定資産税に相当)が全国的に導入されるとの見通しから、購入に踏み切る動きもあり、都市により価格反転の予兆も認められる。

しかし、住宅価格は11年時点で平均年間家計所得の約 20～30 倍ともいわれ、依然として負担感は大い。土地所有権の売却などを財源とする地方政府や不動産デベロッパーからは、投機抑制策の停止を望む声も出ているが、所得に対する負担感がある程度軽減されるまで政策は継続される可能性が高いであろう。

こうした内外需要の下押し圧力を受け、生産活動は減速傾向が続いている。工業付加価値生産額の伸び率は 12 年初に設定された通年目標+11%に対し、同年1～10 月期の実績は+10%にとどま

【図表2】主要地域別輸出比率



っている。電力消費量なども低水準にあり、实体经济の活動低下が見て取れる。前年比で12年3月からマイナスが続くPPI(工業生産者物価指数)も、需要不足の証左であろう。足元で底打ちの兆候は認められるものの、回復の勢いは強くないといえよう。

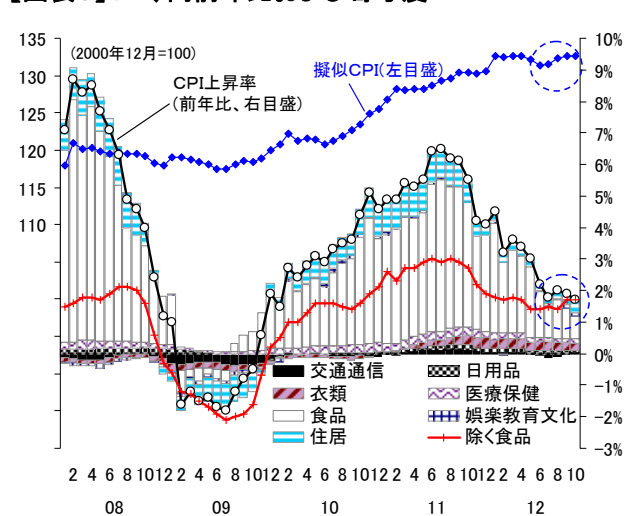
### 当局の政策対応とその効果

政府は景気減速傾向の持続を受け、12年5月に「第12次五カ年計画で策定した重要プロジェクトに遅滞なく着手する」方針を示すなど、投資拡大や個人消費拡大による景気下支えの姿勢をより明確にした。

金融政策は、引き続き中立を意味する「穏健」のスタンスを維持しているが、実際には12年前半にかけて預金準備率や貸出・預金金利の引き下げが行われた。同年後半は金利面での動きはないものの、金融機関の貸出残高や企業債券発行額の推移を見ると、資金供給量は拡大傾向にある。また、足元のマネーサプライ(M2)は政府が目標とする前年比+14%水準を上回るなど、金融政策は実態として緩和寄りに軌道修正されている。

こうした金融政策を可能にした前提に、インフレ圧力の沈静化がある(図表3)。物価上昇の大半を占める食品価格、なかでも豚肉価格は12年第2四半期以降に前年比マイナスが続いており、全体の物価上昇率は12年1~10月期+2.7%と、通年の政府目標+4%を大幅に下回っている。この数値から見る限り、金利をさらに引き下げる余地はあると考えられる。しかし、豚肉価格が足元で底打ち傾向にあり、食品価格上昇の恐れがあることや、先進国の金融緩和に伴う資金流入などから、再びインフ

【図表3】CPI、同前年比および寄与度



(注) 項目別寄与度は各項目の前年比上昇率と消費支出統計から当行算出。擬似CPIは2000年12月を基準に毎月の前月比上昇率を基に当行算出。

(資料) 中国国家统计局、CEIC

レ圧力が高まる可能性もあり、当局は引き続き慎重な対応に終始するであろう。

一方、大手商業銀行の不良債権比率は1%以下と低水準にとどまるものの、足元で若干の上昇傾向も見受けられる。また、国家財政は国債発行残高の対GDP比が15%程度と比較的健全であるものの、地方債務も併せた比率は公式発表で同約40%、最近の研究では同約60%との見方もある。このため、金融機関や政府当局はリスク管理に向け警戒感を高めている。

こうしたことから、政府が前回のような4兆元規模の大型景気対策を打つ可能性は低いが、昨年からの着工を本格化させている保障性住宅<sup>1</sup>建設などの公共投資が今後の固定資産投資を下支えするであろう。これらに加え、政府は12年9月に総投資額1兆元に上る55件の地方公共投資計画を公表した。大半は過去に認可済みの中長期プロジェクトで、その投資額は地方財政の負担分が平均40%程度と

<sup>1</sup> 政府が低・中所得世帯向けに提供する住宅のこと。

残額を銀行融資や債券発行でまかなう必要があるなど、実現性に不確定要素は残るものの、景気刺激に向け緩やかに効果を発揮するであろう。

### 個人消費と雇用所得環境

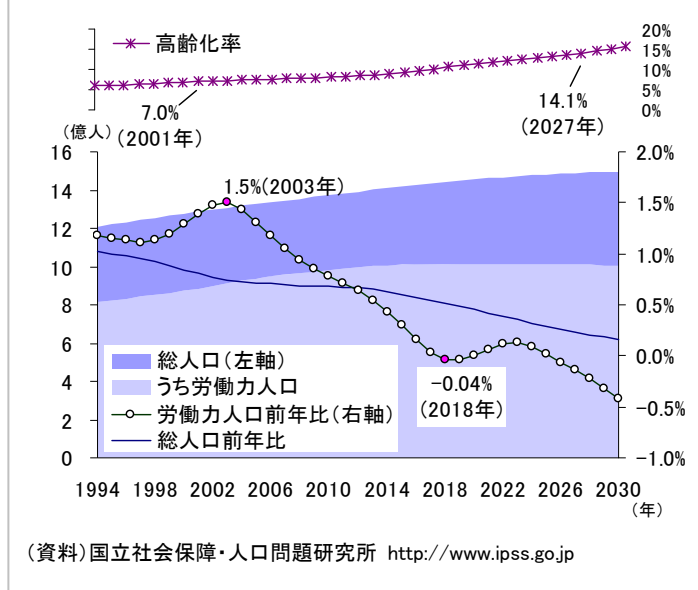
個人消費には、あまり大きな変化は見られない。また、景気減速の状況下であるが、雇用所得環境にもそれほど大きな影響は表れていない。これまで都市部の求人倍率は、GDP 成長率と同じようなトレンドをたどってきたが、11 年以降には景気減速にもかかわらず、求人倍率は求人数が求職数を上回って高止まりを続けていることなどが要因と考えられる。

背景には、人口構成の変化もある。中国の労働力人口（15～64 歳）は今後5年以内に減少に転じることが予想されるなか、雇用創出の圧力は従来に比べ低下している（図表4）。こうした状況も、大型景気対策を打ち出す必要性が生じない背景といえよう。

### 緩やかな上昇幅にとどまる人民元

12 年の人民元対ドルレートは前年比で約2%上昇となるであろう。国際収支統計で経常収支の対GDP 比を見ると、07 年の約 10%から、11 年には約 3%まで低下するなど、貿易黒字の積み上がりによる国際収支の不均衡は改善が進んでおり、黒字減らしのために元高を志向する局面にはない。また、05 年7月の改革以来、人民元の対ドル上昇率は累計約 30%に達しており、すでにほぼ適正水準に達したとの見方もできる。今後を展望すると、対ドルレートは場合により下落局面も含みながら、緩やかな上昇基調を続けるとみられる。13 年の上昇率は 12

【図表4】労働力人口の供給予測



年と同様の約2%程度と予測する。

### 新指導部の顔ぶれと今後の経済方針

先頃開催された共産党第 18 回全国代表大会（18 全大会）では、新指導部の顔ぶれが明らかとなり、一部メディアでは、経済改革進展のおくれを懸念する向きもあるが、過去約 10 年の胡錦濤政権を振り返れば、特に後半5年間は必ずしも大きな改革進展が見られたわけでない。

最高指導部の中央政治局常務委員は1人を除き沿海部勤務経験があり、当地の経済成長を指導してきた実績や、外資系企業との豊富な交流経験もある。また、「アラブの春」などによる長期政権の崩壊を目の当たりにした指導部の危機意識は強く、権力維持を目的とした改革の必要性は十分に認識している。既得権益層との利害調整の難しさはあるものの、引き続き漸進的な改革を進めていくと考えられよう。

# 中国事業戦略について

## ～近時、日中問題後を考える～

遠藤 宏 みずほコーポレート銀行  
産業調査部香港調査チーム 次長

### はじめに

尖閣問題に端を発した日中関係の悪化を受け、9月中旬以降、中国各地で発生した反日運動は1カ月余りで収束したが、日本では中国の反日運動がメディアで大きく取り上げられると同時に、日系企業の「脱中国」「ASEAN シフト」などの動きが盛んに報道されている。このような報道が続く背景には、日中関係の改善に時間を要すると思われること、またその結果として日本企業の中国での生産・販売活動がこれまでのように順調には行かない可能性があると思われることがあるのではないだろうか。

今回の事象をきっかけに、日本企業の中には中国事業戦略の再検討を行なうところもあると思われるが、中国事業戦略の再検討に当たり重要なことは「今後のグローバル戦略」および「グローバル戦略における中国の位置づけ」の再整理だと考えている。そのためにもグローバルなマーケット環境・競争環境の分析、中国におけるマーケット環境・競争環境の分析を冷静に、そして正確に行うことが重要ではないだろうか。

### 日中関係悪化の中国事業への影響

帝国データバンクが10月に実施した「中国との関係悪化に関する企業の意識調査」の中で、日中関係悪化に伴う売上への影響について調査してい

るが、「減少」と回答した企業が約34%、「変わらない」と回答した企業が約53%となっている。このアンケート結果によれば日中関係悪化への影響が軽微にとどまった企業も多いことが分かる。ただし業種別で見ると自動車・自動車部品業界への影響が多大なものとなっており、日系完成車メーカーの販売台数のみ9月・10月と大幅に減少していることに加え、不買運動の影響がいつまで続くのかが推測できない状況にある。影響が長期化すれば、自動車関連企業の中でも規模が小さい企業ほど厳しい状況にならざるを得ないであろう。

一方、売上への影響が軽微にとどまった理由としては、①中国を生産・輸出拠点として活用している企業では日中問題の影響がない海外向け販売が堅調であったこと、②中国内需向け販売が主力の企業では日系以外の外資系企業への販売比率が高く影響が軽微だったこと、の大きく2つが考えられる。しかしながら、そうした企業の中でも、中国の経済成長率鈍化の影響が大きい、もしくは今後大きくなると考える企業が多く存在することには注意を要する。

### 中国事業戦略再考に当たって

今回の日中問題を契機に、通関遅延問題や日本製品の不買運動などの中国リスクが再認識され、さらに中国の経済成長が鈍化しつつある中、これま



での右肩上がりの経済成長を前提とした中国事業戦略ではなく、色々なリスクに対応した中国事業戦略を再考する必要に迫られている企業もあると思われる。

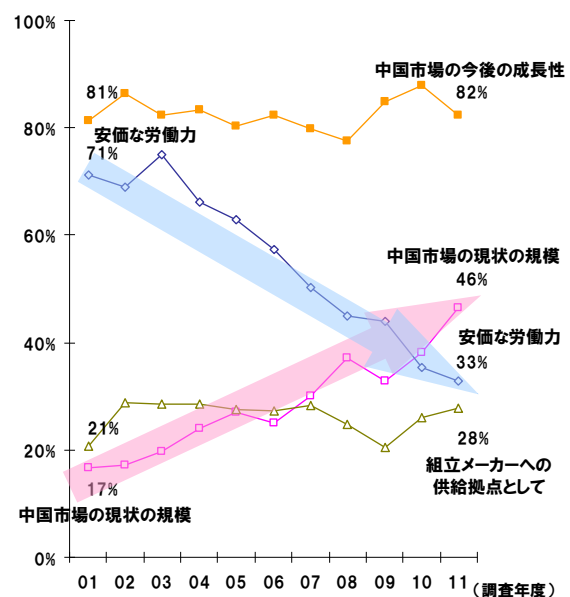
中国事業戦略はグローバル戦略における一つの地域戦略であり、中国事業戦略再考に当たり、まずは「自社のグローバル戦略の確認」、「中国事業の位置づけの明確化」をする必要があると考えている。ここでいう「自社のグローバル戦略の確認」とは、「各市場の魅力度」と「各種リスク」や「競争環境」との比較の中で、全社経営資源をどの程度・どの市場へ割り当てるのか、より具体的に言えば、「中国へ経営資源を重点配分し続けるのか」、「他のアジアマーケットへのどの程度注力するのか」ということの確認を意味している。一般的には「グローバル戦略」を踏まえ、もしくは同時に「中国事業戦略」を検討する訳であるが、ここでは敢えて「中国事業の位置づけの明確化」をすべきと考えている。ここでいう「中国事業の位置づけの明確化」とは「市場として中国を捉えた場合の開拓可能性」、「生産基地（輸出拠点）として中国を捉えた場合のコスト競争力維持の可能性」などを分析・理解することにより、中国事業に期待する役割を明らかにすることを意味している。

今あえて「中国事業の位置づけの明確化」をする理由は、日系各社が中国に期待するものが変化しつつあるためである。国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」によれば、10年前の2001年は「安価な労働力」の供給源として中国を有望と考えていた企業が多かったが、2011年では「市場規模」に魅力を感じて進出したとの理由に変わってきている（図表）。

では、「市場規模」に魅力を見いだして中国へ進出した企業にとって、中国事業戦略構築にあたってのポイントはどこにあるだろうか。中国は広大な国土を有しているため地域間の嗜好が大きく異なっており、また都市と農村や都市間での所得格差も存在する。この広大な中国市場をどのように攻めるのか、また今後、中国市場で予想される所得構造や人口構成の急速な変化へ対応が可能なかが、「市場として中国を捉えた場合の開拓可能性」を分析・理解する上での重要なポイントになると考えている。

他方、「安価な労働力」を有望理由に挙げる企業がこの10年で半減していることは、労働力供給源としての中国に魅力を感じて進出した企業にとっては外部環境の変化が起きていることを示唆しているとも言える。「生産基地（輸出基地）として中国を捉えた場合のコスト競争力維持の可能性」を考える場合、中国では賃金上昇などのコストアップ要因に

【図表】日系製造業における中国の有望理由（複数回答）



（出所）国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」よりみずほコーポレート銀行産業調査部作成

加え、労働力人口のピークアウトという問題を抱えており、これら変化への対応が可能なかを考慮する必要がある。

### 今後の中国事業戦略は

中国事業戦略を考える前に、グローバル事業戦略を推進する上では、近年、製品のコモディティー化およびコモディティー化に伴う新規参入障壁の低下などによる製品間の競争激化のスピードが早まっていることを指摘したい。即ち、日系企業がグローバルで戦っていくためには、常に競争力のある製品・サービスを展開し続けていくことが必要となる。

翻って代表的な日系企業のグローバル事業戦略を見ると、「地域・製品・販売先などのグローバルベースでのポートフォリオ分散」が必要であると認識している一方で、「中国は引き続き重要な市場」と見ている企業が多い。換言すれば、「市場として中国を捉えられる企業」にとっては、中国が引き続き高い成長率の期待できる魅力的な市場であることに変わりはない、ということであろう。ただし、成長する中国市場をつかむためには、中国企業の技術面における高いキャッチアップ力を上回るペースで、中国のニーズに合致した差別化可能な製品を投入し続けることがポイントとなる。「市場の魅力度」が「中国リスク」を上回るのであれば、中国市場に適した競争力の高い製品・サービスを提供していくことによって市場を確保していく戦略が求められよう。

さらに、「製造基地(輸出拠点)として中国を捉えた企業」は、労働コスト上昇・労働力人口のピークアウトへの対応として、機械化や生産性の向上といった取り組みが求められよう。労働集約的で機械化が難しい企業については、移転という選択肢も出て

くるだろう。

中国では足元、所得構造の変化や市場競争激化などの複数の市場環境変化が起きていることに加え、中国政府が「産業の高度

化」を推進することに伴う産業構造の変化が起きる可能性もある。各社を取り巻く中国事業環境が変化中、何が各社にとっての魅力で、何が各社にとってのリスクなのか、また中国事業をどのように位置づけるのかによって、各社の描く事業戦略は異なってくる。



産業調査部香港調査チーム 次長  
遠藤 宏



# 日系企業にとっての香港上場 (後編)

玉木 壮 Mizuho Securities Asia Limited  
ECM/Corporate Finance

香港株式市場は時価総額で世界第8位、新規株式上場(IPO)による資金調達額でも2009年以來、3年連続で世界首位を維持するなど、アジアのみならず世界的にも一定のプレゼンスを誇っています。これまでは、中国企業の海外市場へのゲートウェイとしての役割が目立っていましたが、近年は上場可能な登記国・地域の対象拡大を進めた結果、多様な外国企業が上場を果たすようになりました。こうしたなか、中国・アジアで市場開拓を目指す日系企業においても、アジア事業戦略の象徴ないしは優良な資金調達の間として、香港株式市場への注目が高まりつつあります。香港株式市場の現状や上場検討のポイント、具体的な上場基準を解説した前編に続き、今回は関係者の役割、上場プロセス、上場後の開示義務について解説します。

## 1. 関係者の役割

日本上場と同じく、香港上場においても各種関係者と協働しながら上場作業を進めることとなります。以下では各関係者の役割について解説します。

### <スポンサー(Sponsor)>

スポンサーとは取引所への上場申請等、申請会社の上場準備を支援するアドバイザーを指し、通常は香港の証券会社が就任し、上場時のオフリングを担う主幹事証券会社が兼務します。日本では上場支援業務を主幹事証券会社が担いますが、香港ではスポンサーライセンスが通常の証券ライセンスに加えて必要な資格となり、上場準備プロセスのハンドリング、および開示書類の責任を負うなど上場準備において重要な役割を果たします。

### <主幹事証券会社(Bookrunner/Lead Manager)>

上場時の公募・売り出しの際の引受および販売を行う香港の証券会社を指し、前述のスポンサーが兼務するケースがほとんどです。その他には引受団の組成、ロードショーのアレンジ、販売先のコントロールなどオフリング全体の取りまとめ業務を行います。

### <会計士(Reporting Accountants)>

申請会社やスポンサーに対し財務面でのアドバイスを提供する、日本でいう監査法人を指します。香港では上場申請の際にメインボードが過去3年、GEMは過去2年の監査済み財務諸表の提出が求められますが、その内容が適正かどうかの意見書(監査意見書)を発行することが主な役割です。未上場の日本法人の場合、日本会計基準から国際

会計基準(ないし香港会計基準)への変換が求められ、日本と香港の会計事務所が連携して作業を行うこととなります。

#### <申請会社側弁護士、引受側弁護士(Lawyer)>

申請会社側弁護士は会社／経営陣の立場に立ち、事業再編、関係者取引および会社内規則／規約が香港法、上場規則など関連法規に準拠しているかの内容検証、目論見書をはじめとした上場申請書類の作成／検証、取引所／香港証監会(SFC)からの質問に対する回答および内容確認等を行います。

引受側弁護士はスポンサー、引受人の立場に立ち、スポンサーと協働しながら香港法、上場規則など関連法規に則った法務面での審査(デューデリジェンス)の実施、申請会社側弁護士と協働し目論見書をはじめとした上場申請書類の作成およびその内容の検証、取引所／SFCからの質問に対する回答作成サポート、公募売り出しに関する関連書類(引受契約、引受団契約、アナリストレポート・ガイドライン等)の作成等に携わります。

#### <内部統制コンサルタント(Internal Control Consultant)>

申請会社、スポンサーと協議の上、内部管理体制の分析、評価、改善案の提案を行います。日本上場で求められるJ-SOXへの対応は不要ですが、申請会社が上場会社にふさわしい体制を確立するために内部統制コンサルタントが上場準備の早い段階からサポートします。

#### <不動産鑑定士(Property Valuer)>

日本では見られない役割ですが、申請会社の土

地、不動産評価額の算定、および賃貸不動産の評価を実施し、目論見書の添付書類である不動産評価報告書(Property Valuation Report)の作成が求められます。

#### <代り金受領銀行(Receiving Banks)>

個人投資家への募集／売り出しに際し投資家への目論見書の配布および申込書の取り扱い場所を提供する地場商業銀行を指します。

#### <PR会社(Public Relation Firm)>

募集／売り出しに関する投資家向けプレゼンテーション内容のアドバイスおよび各種投資家とのミーティングアレンジを行います。

#### <株式事務取扱者(Share Register)>

株券(株券証書)の投資家への交付、株式名簿管理および名義書き換え事務を遂行します。

#### <翻訳・印刷業者(Printer)>

英文目論見書の中国語翻訳および目論見書印刷を手がけます。

#### <HDR<sup>1</sup>預託銀行(HDR Depository Bank)>

日本との重複上場の場合等にHDR発行業務を担う銀行で、上場後はHDR保有者と申請会社との間を取り次ぎ、HDR保有者名簿の管理、HDR保有者への配当、株主総会招集通知送付等の事務を取り扱います。

## 2. 香港上場への準備プロセス

香港IPOは一般的に9カ月から1年程度の時間

<sup>1</sup> 香港預託証券(Hong Kong Depository Receipts)



を要し、日本より比較的短い時間で完結できるとされていますが、その要因の一つとして遡及監査があるとされています。香港では一部の財務諸表について既に事業年度が経過したものであっても財務諸表監査を遡及的に行い、Audit Report(監査意見書)を出す事例が多く見られますが、日本では遡及監査を認めようとする動きがあるものの、引き続き検討中であり、結果、準備期間を要する要因となっています。

無論、香港上場であっても日本登記会社であれば日本の監査法人の意向に左右されること、現地法人の上場においてもすべてのケースで遡及監査ができるわけではないため、香港上場を検討される企業におかれましては事前に会計士への相談をお勧め致します。

以下では具体的な上場準備プロセスを解説します(図表1)。

<STEP1:準備>

まずは関係者を選定し、上場日程を決めることですが、その他に以下を検討／準備をすることとなります。なお、所要時間は一般的に5～8カ月程度とされています。

① IPO 戦略の立案／上場エンティティーの選定／上場のための組織再編

香港 IPO を実施する目的に合わせ上場エンティ

【図表1】 香港上場の一般的な日程

<p><b>Step1</b> 上場申請準備 (約 5～8 カ月間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スポンサーの選定</li> <li>• IPO 戦略の立案</li> <li>• 専門家(弁護士・会計士等)の任命</li> <li>• デューデリジェンスの実施</li> <li>• 上場のための組織再編</li> <li>• 会計士による監査</li> <li>• 法的・規制上の問題点解消</li> <li>• 上場目論見書・上場申請書の作成、その他ドキュメンテーション</li> </ul>
<p><b>Step2</b> 上場審査 (約 3～4 カ月間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 証券取引所に上場申請書類一式を提出</li> <li>• 取引所との質疑応答、コメント対応</li> <li>• 申請書類の改訂</li> <li>• マーケティング資料の準備</li> <li>• リサーチレポート作成</li> <li>• コーナーストーン投資家の招致(必要に応じて)</li> <li>• 引受団の組成</li> <li>• 目論見書の完成</li> <li>• 上場審査委員会による上場ヒアリング</li> <li>• <b>上場承認の受領</b></li> </ul>
<p><b>Step3</b> 上場 (約 1 カ月間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ロードショー</li> <li>• ブックビルディング</li> <li>• 目論見書の配布</li> <li>• 公開価格の決定</li> <li>• 公募・売出</li> <li>• <b>上場・取引開始</b></li> </ul>

出所: Mizuho Securities Asia

ティーの選択を検討します。例えば、日本既上場先であれば同じエンティティーで香港にセカンダリー(HDR)上場するか、あるいは現地従業員へのインセンティブを考え、アジア事業(子会社)のスピノフ上場を狙うことが考えられます。

上場目的に合わせ組織再編を行う場合もあります。例えば未上場会社の場合、日本登記会社の上場か、アジアに本社を移転することを検討しているのであれば、香港、ケイマン、バミューダ等の上場エンティティーの下に各国事業を並列で並べるか等が検討事項となります。また、アジア事業

のスピノフ上場とするのであれば、上場エンティティとなる統括会社を設立することも考えられます。なお、上場のための組織再編には各国の税務、法律など専門家の意見が求められますので、前述の関係者と入念にディスカッションすることとなります。

## ② メインボード、GEM の選定

上場エンティティを選定し必要とあれば組織再編を行うとともに、メインボードか GEM どちらに上場するかを決定します。前述の通り、ほとんどの企業はメインボードを選択してきますし、逆に言えばメインボードの上場基準を満たせるかが上場を成功裏に導く一つの条件とも考えられます。

## ③ スポンサーによるデューデリジェンスの実施

スポンサーは目論見書など開示書類の説明責任を負いますので、数週間にわたり申請企業のデューデリジェンスを行います。換言すると、申請企業の事業内容、内部管理体制、開示内容の正確性などを精査し、上場会社として推薦できるかを見ることとなります。

なお、上場規則に“Practice Note 21”というスポンサーがデューデリジェンスを行う際のガイドライン<sup>2</sup>がありますので、想定される質問についてはこちらをご参照ください。

## ④ 目論見書など上場関連書類の作成

前述のデューデリジェンスと並行し、各関係者と協力し上場申請に向けた上場関連資料の作成を行います。

<sup>2</sup>

[http://www.hkex.com.hk/eng/rulesreg/listrules/mbrules/documents/pn\\_21.pdf](http://www.hkex.com.hk/eng/rulesreg/listrules/mbrules/documents/pn_21.pdf)

## <STEP2:上場申請→承認>

上場申請後は取引所による質疑応答をこなしていくとともに、公募／売り出しに向けた準備を行います。なお、所要時間は一般的に3～4カ月程度とされています。

### ① 上場申請(A1ファイリング)

香港証券取引所に上場を申請することを、その所定の用紙の名称より「A1ファイリング」と呼ばれており、上場準備の一つの節目となります。

### ② 取引所との質疑応答および申請書類の改定

上場申請後は取引所からスポンサーが実施したデューデリジェンスにつき質問が来ますので、スポンサー、弁護士、会計士などと回答を文書で作成し、やり取りすることとなります。

### ③ IR 資料の作成／アナリストレポート作成／引受団組成

オフリングを行う2～3カ月前より会社プレゼンテーション、アナリストレポートなど販促資料作成を行うほか、引受団の選定を行いオフリングに備えることとなります。

### ④ 上場審査書類の完成および上場ヒアリング

完成した上場審査書類を元に、メインボードであれば毎週木曜日に行われる上場委員会 (Listing Committee)、GEM であれば上場部 (Listing Division) とのミーティングより上場の可否を問い、上場の承認を得ます。

## <STEP3:オフリング→上場>

上場承認取得後は市場動向を見ながらオフアリ

グのタイミングを図り、約1カ月かけて投資家への販売を行い、上場することとなります。

一度承認済みの目論見書は開示されている財務諸表の日付から6カ月間有効です。相場が通常の状態であれば上場承認直後にオフリングを始めますが、昨今の相場状況を鑑み、すぐにはオフリングを開始しないケースも多く見られます。

#### ① アナリスト・ヒアリング(約1週間)

日本ではIPO時のアナリストレポートの発行は認められていませんが、香港では主幹事証券会社のアナリストが事前(ブラックアウト<sup>3</sup>開始前)に発行した会社説明レポートを元に、投資家からIPO価格の意見を徴収します。その結果を元に公募/売り出し価格のレンジを決定します。

#### ② ロードショー／ブックビルディング(約2週間)

価格レンジ決定後、購入の見込まれる機関投資家に直接会い、会社の魅力を訴えます。香港、シンガポールを皮切りに欧州、米国へと出向き、数多くの投資家に会うこととなります。

ロードショーを行いながらオフリングの約9割を占める国際割り当て部分(International Tranche)において機関投資家の需要の積み上げを図ります。残りの1割は Hong Kong IPO Tranche と言われ、地場銀行が務める代り金受領銀行(Receiving Bank)の店頭ないしインターネット(e-IPO)で香港の個人投資家の需要を募ります。個人投資家は申し込みとともに、投資資金の全額を払い込み、後述の抽選で外れた分の資金は返金されることとなります。

<sup>3</sup> IPO における証券引受会社アナリストが当該企業に関するレポート発行を控える期間。IPO 発表の約 2 週間前から始まり、条件決定後 40 日後までが一般的。

#### ③ 条件決定／アロケーション

上記ブックビルディングの結果を元に IPO 価格を決定し、機関投資家に割当株数を通知します。Hong Kong IPO Tranche の結果は上場前日に新聞で発表されますが、応募超過の場合は抽選結果が示され、同 Tranche の需要が強かった場合には International Tranche から追加割当を受ける(クローバックメカニズム)こともあります。

#### ④ 上場

条件決定から約1週間後に上場となります。

### 3. 上場後の開示義務

上場を果たした企業は投資判断に影響を与える事項を速やかに情報開示することが求められます。初めのうちはその見極めも難しいことから、メインボードであれば1回目、GEM であれば2回目の年次報告書を発行するまでは独立した外部のコンプライアンス・アドバイザー(スポンサーと同じライセンス)をつけることが規定されており、サポートを受けることとなります。

上場後の開示義務としては主として以下の項目が挙げられます。

#### <決算情報の開示>

各決算の節目を経過後、一定期間内での決算情報開示が求められます(次頁図表2)。日本および GEM は四半期開示ですが、香港のメインボードでは半期開示のみが義務付けられています。なお、会計士による監査が義務付けられているのは年次報告書のみで、半期報告書、四半期報告書については任意での対応です。また、日本で義務付けら

【図表2】決算発表のタイミング

	メインボード	GEM
年次決算発表 (Preliminary Annual Results Announcement)	3カ月以内	3カ月以内
年次報告書発行 (Publish Annual Report)	定時株主総会の21日前まで 遅くとも年次終了後4カ月以内	定時株主総会の21日前まで 遅くとも年次終了後3カ月以内
半期決算発表 (Preliminary Annual Results Announcement)	2カ月以内	45日以内
半期報告書発行 (Publish Interim Report)	半期終了後3カ月以内	45日以内
四半期決算発表 (Preliminary Quarterly Results Announcement)	-	45日以内
四半期報告書発行 (Publish Quarterly Report)	-	45日以内

出所:HKEx資料よりMizuho Securities Asia作成

れている利益予想の開示はメインボード、GEMとも任意です。

#### <投資判断に重要な影響を与える情報の開示>

決算情報開示以外に投資家の投資判断に重要な影響を与える情報(プライスセンシティブ情報)につき、上場会社は速やかに開示することが義務付けられています(図表3)。

【図表3】プライスセンシティブ情報の例

コーポレートアクション	決算発表、配当金額発表、利益/配当金の見直しについてのコメント、資金調達の実施、自社株買い、ストックオプション契約の締結
ビジネス上のイベント	M&A、重要な契約の調印、重要な共同出資事業への参加、大規模な為替差損の計上
会計上のイベント	監査法人の変更、会計上重大な影響を及ぼす会計方針の変更
コーポレートガバナンス	会社名の変更、取締役の指名、辞任、監査委員会、報酬委員会、指名委員会の非開催、取締役会の開催、取締役による自社株売買
上場株式のイベント	株価が異常な動きをした時、権利落ち確定日の通知、浮動株比率規制の抵触、上場廃止

出所:HKEx資料よりMizuho Securities Asia作成

#### <通知取引(Notifiable Transaction)>

上記プライスセンシティブ情報の中でもM&Aについては、案件規模と種類(売却側/買収側)により、取引所への報告から株主総会決議事項まで、開示の程度が規定されています。

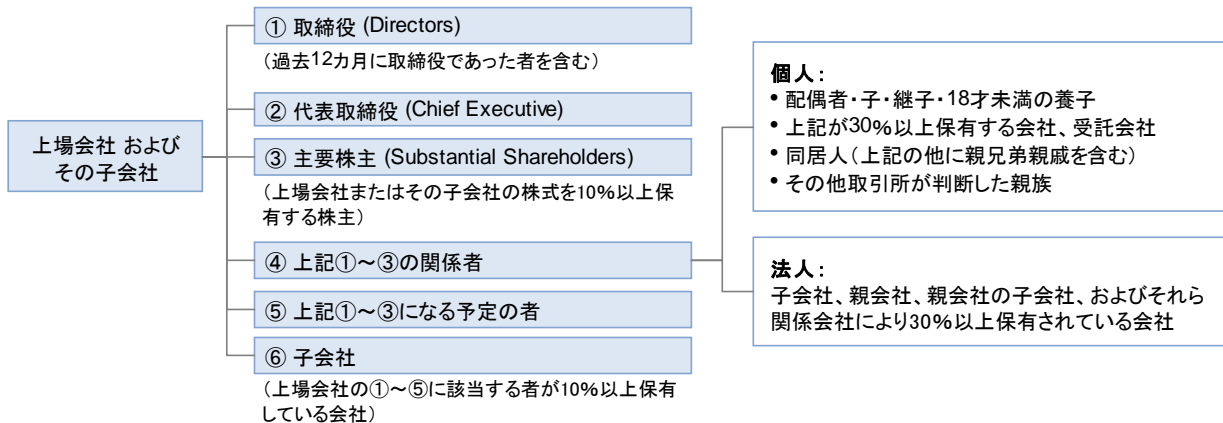
#### <関係者取引(Connected transaction)>

上場会社と主要株主をはじめとする「関係者」と

の間での資産の譲渡/買収については、少数株主保護の観点より、取引規模により取引所への報告、開示、独立株主の承認手続き(第三者による価格査定を元に株主総会で決議)が求められます(次頁図表4)。



【図表4】関係者の範囲



注: 本表は関係者の範囲を簡略化して示しているものであり、全てを網羅しているわけではありません。  
出所: HKEx資料よりMizuho Securities Asia作成

#### 4. 最後に

以上、日系企業の視点を中心に香港上場の概要、手続きについて解説して参りました。

最後に一つ申し上げたいのは、「香港上場を成し遂げるには、十分な事前検討と強い意志が必要」ということです。時々「日本上場より香港上場の方が容易だと聞いたので準備したい」という声が聞かれますが、個社事情によりその感じ方はさまざまだと思います。例えば、英語対応に問題のない企業、あるいは財務／会計に精通する人物ないし上場準備に携わったことのある人材がいる場合には香港上場を比較的スムーズに進めることができると思います。しかし、そうでない場合は実務のハードルは低いとは言えません。また、純粋な日本法人の場合は海外上場となることもあり、弁護士、会計士など専門家の費用負担、その他社内リソースの活用も日本上場よりも負荷がかかることが予想されま

す。

香港に上場するかはその企業にとっての中国・アジア事業／資本政策上の意義、費用対効果を検

討した上で、一度上場すると決めた場合は強い意志を持って準備することが上場を成功させる重要なファクターです。これまで香港上場を実現ないし現在準備に入っている企業は、上記プロセスを経ていく点で共通しており、今後ご検討される企業におかれましても、かかる視点で香港上場を分析されることをご推奨致します。



## 【India】インドの税制 第41回

# インドの主要な間接税関連スキーム (その1)

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

### 1 はじめに

インドの複雑な間接税制は、インドでビジネスを行うに当たっての困難な点として、継続して上位に挙げられている。消費税を中心とした比較的シンプルな日本の間接税制度と比べ、インドでは物品税 (Central Excise Duty)、サービス税 (Services Tax)、州付加価値税 (Value Added Tax/VAT)、中央販売税 (Central Sales Tax/CST)、その他の間接税が複雑に入り組んでおり、支払間接税と受取間接税の相殺納税についてもさまざまな規制が設けられている。

支払間接税と受取間接税の相殺が制限されているような場合には、支払間接税は企業にとってのコストとなるため、新たなビジネスを計画するにあたり間接税に関する課税関係調査は非常に重要な検討項目となっている。間接税に関する課税

関係を調査する際は、①各取引に適用される間接税の種類および税率の検討、②支払間接税と受取間接税の相殺納税の可否についての検討、③相殺納税が制限される場合には各種スキーム適用の検討、という順序で進めることが多い。今号から2回にわたり、支払間接税と受取間接税の相殺ルールについて概観したのち、相殺が制限される場合に適用が可能な主要なスキームについて解説を行う。

なお、紙面の制限により、各間接税についての解説は割愛する。

### 2 インド間接税の基礎

#### 2-1 主な間接税および税率

本稿の前提として、インドにおける主要な間接税とその基本税率を表1に示した。物品税・サー

【表1】主な間接税と税率

主な税目	課税対象	基本税率
関税	物品の輸入	28.85% (BCD 10%、CVD 12%、SAD4%および教育目的税からなる*)
物品税	インド国内における生産・製造	12.36%
サービス税	サービスの提供	12.36%
州付加価値税(VAT)	動産の販売(同一州内販売)	州により異なる(14~16%)
中央販売税(CST)	動産の販売(州をまたぐ販売)	2% もしくは VAT と同一

\*BCD=Basic Custom Duty (基本関税)、CVD=Countervailing Duty (相殺関税)、SAD=Special Additional Duty (特別追加関税)

ビス税等の企業の活動に着目した税目がある一方、VAT・CSTのように物品の移動形態により適用税目が異なるものも存在する。なお、税率は基本税率を示している。具体的な物品により異なる税率が定められているケースも多いため、実際の適用に当たっては現地の会計事務所に確認を行うことが望ましい。

## 2-2 間接税の相殺ルール

表2は主要な間接税について、受取間接税と支払間接税の基本的な相殺ルールを一覧表としたものである。例えば、支払 CVD は受取物品税および受取サービス税と相殺可能であるが、受取州 VAT・受取 CST と相殺はできない。また、支払 CST は相殺対象とすることができる受取間接税がないため常に支払者のコストとなることに注意が必要である。

また、表2では支払 CVD・支払 SAD は受取物品税および受取サービス税と相殺できることとされている。ところが、例えばインドで製造活動を行わず完成品の輸入販売を行っている販社の場合には、輸入時に支払 CVD・支払 SAD が発生する一方で、インド国内販売時には(製造を行っていないため)受取物品税と受取サービス税が発生する可能性が低い。そのため支払 CVD・支払 SAD の相殺対象となる受取間接税が不足し、支払 CVD・支払 SAD が実質的に販社のコストになってしまう形となり、販社は製造会社と比較し税務コスト上、不利となってしまう。こういった複雑な間接税制に起因する問題点を緩和するため、各種

【表2】受取間接税と支払間接税の基本的な相殺ルール

	受取物品税	受取サービス税	受取州 VAT	受取 CST
支払関税(CVD)	○	○		
支払関税(SAD)	○	○		
支払物品税	○	○		
支払サービス税	○	○		
支払州 VAT			○	○
支払 CST				

スキームが導入されている。

## 2-3 「相殺」の考え方

インドにおける受取間接税と支払間接税の相殺方法は、日本における消費税の取り扱いとほぼ同一であるが、経理系部門の経験者以外には若干イメージを持ちにくい部分と思われることから、簡単な事例を以下に示した。

### ＜仕入先・A社・顧客が同一州に所在する場合＞

A社は顧客への販売時に受け取った州VAT150から、仕入れ時に支払い済みの州VAT100を相殺して、差額の50を納税する。A社の立場からのVATに関するキャッシュフローは次頁図1のとおりとなり、結果的に支払VATはA社にとってコストとはならない。

### ＜仕入先とA社が異なる州に所在する場合＞

仕入先がA社と異なる州に所在する場合には、A社は仕入先に(VATではなく)CSTを支払うことになる。仮にA社が仕入先にCST100を支払った場合には、支払CSTと受取VATを相殺できないため、A社は受取VAT150をそのまま納税する。A社の立場からのVAT・CSTに関するキャッシュフローは次頁図2の通りとなり、支払CSTはA社にとつ

てコストとなるため、A社は販売代金にCST相当額を上乗せせざるを得ないものと考えられる。

インド間接税に関する上記の基本事項に基づき、以下では主要な間接税関連スキームの概要を解説する。

### 3 主要な間接税関連スキーム

#### 3-1 物品税ディーラー登録

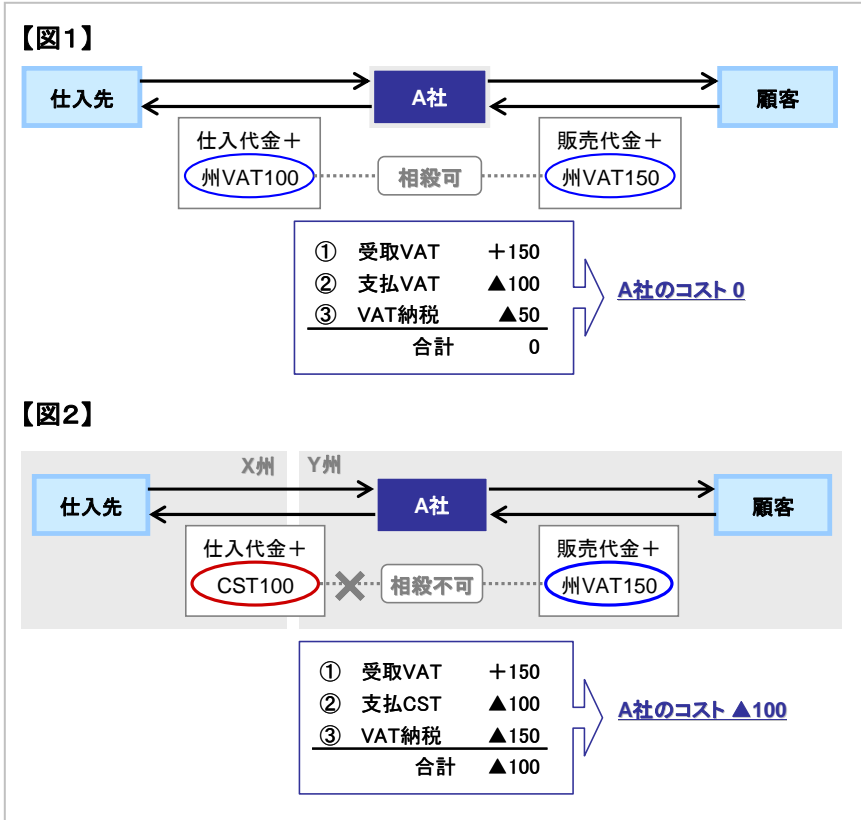
製造業者でない販社が製造業者の間に入り取引を行う場合、販社は製造業者からの仕入時に物品税を支払う一方、販売時には受取物品税が発生しない

ため支払物品税の相殺対象が不足し支払物品税が販社にとってのコストになってしまう(ケース①-1)。また、製造業者でない販社が輸入者となり物品を輸入し製造業者に販売する場合、販社は輸入時に関税(CVD・SAD)を支払う一方、販売時には受取物品税が発生しないため、支払CVD・支払SADの相殺対象が不足しコストとなってしまう。このような製造を行わない企業における間接税コストの増加を防ぐため、物品税ディーラー登録という制度が用意されている(ケース①-2)。

#### <次頁図3<sup>1</sup>:ケース①-1 販社が製造業者の間に入り取引を行う場合(通常の場合)>

仕入先が製造業者であり、かつ販社と他の州

<sup>1</sup> 図中の各コスト計算にあたっては単純化のため、すべての税目について仕入価格(輸入価格)、売上価格に税率を乗じている。また、税率の小数点以下は切り捨てている。そのため、実際の計算結果とは若干異なる。(以下のすべてのケースについて同様)



に所在するため、販社は仕入時に仕入先に対して物品税 12 および CST2を支払う。一方で販社は製造を行わずかつ顧客は販社と同一州に所在するため、販社は販売時に顧客から VAT28 を受け取るが物品税を受け取ることはできない。受取VATは相殺対象である支払VATが発生していないため、販社は受取VAT 28をそのまま納税する。受け取った金額をそのまま納税するため、受取VATは販社にとって利益にもコストにもならないが、支払物品税 12 および支払CST2は相殺対象となる受取間接税が発生しないため、販社にとってのコストとなる。

#### <次頁図4:ケース①-2 販社が製造業者の間に入り取引を行う場合(販社が物品税ディーラー登録済)>

販社が物品税ディーラー登録を行っている場合には、販社は販売時に支払物品税相当額 12を



顧客への請求書に加算することができる。従って、販社は仕入先に物品税 12 を支払うものの、販売時に顧客より物品税相当額 12 を受け取ることができるため、支払物品税 12 は販社にとってのコストではなくなることになる。その結果、販社の利益額はケース①-1と比較して支払物品税 12 と同額増加している。

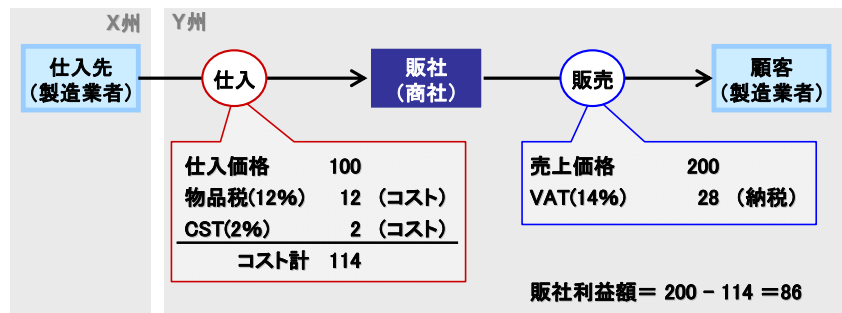
また、顧客にとっては、物品税相当額は支払物品税と同様の扱いとなるため、顧客が製造業者である場合には、顧客が製造製品を販売する際に発生する受取物品税と相殺することが可能であり、物品税相当額は顧客にとってもコストとならない。これにより商流全体としての税金コストもケース①-1と比較して 12 減少する。

ただし、物品税相当額 12 は販社における仕入価格 100 を基準に算定されているため、顧客は物品税相当額の金額から、販社の仕入価格を推定することが可能となる(物品税相当額の金額は請求書上、独立して表示する必要がある)。

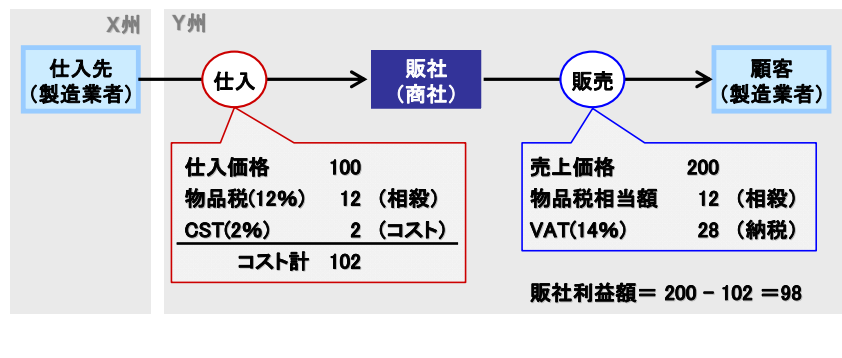
**<次頁図5: ケース②-1 販社が輸入者となり製造業者に販売を行う場合(通常の場合)>**

販社は輸入時にBCD・CVD・SADの3種類の関税を支払う。一方で販社は製造を行わず、かつ顧客は販社と同一州に所在するため、販社は販売時に顧客から VAT28 を受け取るが物品税を受け取ること

【図3】



【図4】



はできない。受取 VAT は相殺対象である支払 VAT が発生していないため、販社は受取 VAT 28 をそのまま納税する。受け取った金額をそのまま納税するため、受取 VAT は販社にとって利益にもコストにもならない。一方で、支払 CVD12 は相殺対象となる受取間接税が発生しないため、販社にとってのコストとなる。また、支払 SAD4 は税務当局に還付申請が可能であるため、販社にとってコストにならない。

**<次頁図6: ケース②-2 販社が輸入者となり製造業者に販売を行う場合(販社が物品税ディーラー登録済)>**

販社が物品税ディーラー登録を行っている場合には、販社は販売時に支払 CVD 相当額 12 および支払 SAD 相当額4を顧客への請求書に加算することができる。従って、販社は輸入時に CVD12・SAD4 を支払うものの、販売時に顧客より支払 CVD 相当額 12 および支払 SAD 相当額4を受け取ることができる

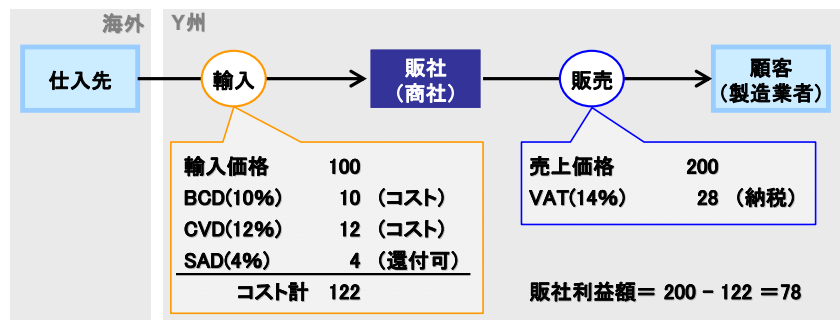
ため、支払 CVD・SAD は販社にとってのコストではなくなることになる。その結果、販社の利益額はケース②-1と比較して支払 CVD12 と同額増加している(支払 SADについては、ケース②-1、②-2ともに販社にとってのコストとはならない)。

また、顧客にとっては、CVD・SAD 相当額は支払 CVD・SAD と同様の扱いとなるため、顧客が製造業者である場合には、顧客が製造製品を販売する際に発生する受取物品税と相殺することが可能であり、CVD・SAD 相当額

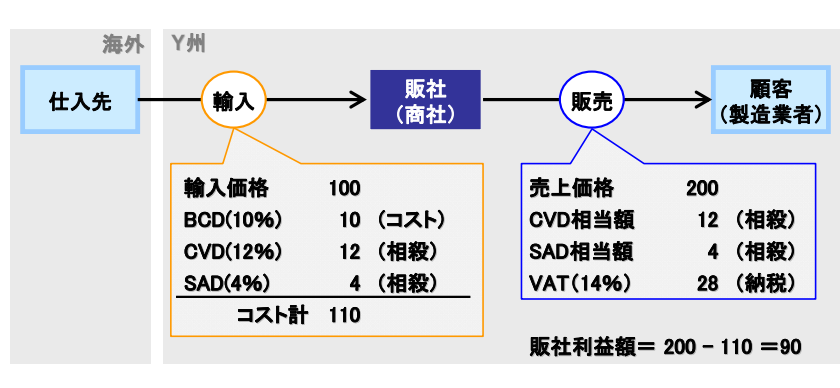
は顧客にとってもコストとならない。これにより商流全体としての税金コストもケース②-1と比較して12 減少する。

ただし、支払 CVD・SAD 相当額は販社における輸入価格 100 を基準に算定されているため、顧客は物品税相当額の金額から、販社の輸入価格を推定す

【図5】



【図6】



ることが可能となる(CVD・SAD 相当額の金額は請求書上独立して表示する必要がある)。

※次回は第 20 号に掲載します。

**東野 泰典**  
(ひがしの やすのり)  
KPMG インド  
シニアマネジャー  
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

**間瀬 康弘**  
(ませ やすひろ)  
KPMG インド  
マネジャー  
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。



## 【Vietnam】

## ベトナム改正労働法の概要

タ フォン リー I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

ベトナム労働法の改正が 2012 年 6 月 18 日に国会で承認され、2013 年 5 月 1 日より施行される。改正は 07 以来 6 年ぶりのものとなる。本改正については、現行法上で企業側を悩ませている年間残業時間上限など、多くの企業実情に即さない点の大

幅な解決が期待されていたが、結果としては変更は小幅なものにとどまり、抜本的な解決には至っていない。むしろ深夜残業代の引き上げや女性労働者の産休期間の延長など、企業にとって負担増となる改正も存在している。本稿では改正の中でも企業運営上、影響の大きいと思われる事項について現行法との比較の形で解説する。

2. 現行法と新法の比較

## 2.1 試用契約・労働契約

項目	現行法	改正法
1、試用契約		
試用期間	企業が設定できる試用期間の上限は以下の通り。 ① 大学、専門学校卒業生：60 日 ② 高等学校卒業生：30 日 ③ その他：6 日 (第 24 条)	③ 「その他」について上限が「6 営業日」へ修正された。 (第 27 条)
給与	試用期間中の最低給与は正式基本給の 70% となる。 (第 34 条)	正式な基本給の 70% から 85% へ修正された。 (第 28 条)
2、労働契約		
契約種類	雇用主は以下の 3 つの契約形態を選択することができる。ただし 3 回目以降の契約は「① 期限を定めない労働契約」を締結しなければならない。 ① 期限を定めない労働契約 ② 12 カ月以上～36 カ月までの労働契約 ③ 12 カ月未満の労働契約 (第 27 条)	改正なし。

労働契約の修正	労働契約の内容を変更する場合、実務上労働契約の付録にて修正・補足していたが、この付録の効力は法令上不明確であった。	付録が労働契約の一部であり労働契約と同様の効力を持つと法令上明記された。この結果、企業は雇用や契約締結に関し柔軟に対応できるようになると言える。 (第 35 条)
契約の更新	労働期限が切れた日から 30 日以内に両者が契約の更新を締結しないと、上記「③12 カ月未満」や「②12 カ月以上～36 カ月まで」の契約者(労働者)であっても自動的に「期限を定めない労働契約」に変更される。 (第 27 条)	「12 カ月未満の労働契約」を更新しない場合は、「期限を定めない労働契約」ではなく「24 カ月の労働契約」に自動変更される。 (第 22 条)
労働契約の解除事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間の終了</li> <li>・ 業務の完了</li> <li>・ 両当事者の合意</li> <li>・ 裁判所が労働者を懲役、死亡、失跡だと判断した場合</li> </ul> (第 36 条)	左記に以下の事由等が追加された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年退職</li> <li>・ 労働規律により解雇</li> <li>・ 労働契約の一方的な解除</li> <li>・ 企業の合併、分割による人員整理</li> </ul> (第 36 条)
労働契約の一方的な解除における事前通知期限	<p>契約を解除する場合は下記期限前に企業または労働者は一方に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 期限を定めない契約: 45 営業日前</li> <li>② 期限付き契約: 30 日営業日前</li> <li>③ 12 カ月未満の契約: 3 営業日前</li> </ul> (第 37、38 条)	「長期間の治療を受け、労働能力を回復できない場合」には契約種類にかかわらず 3 営業日前に通知をすればよいと明記された。 (第 37、38 条)
雇用主による労働契約の一方的解除の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者が頻繁に労働契約に定めた業務を遂行しない場合</li> <li>② 労働者が労働規律により解雇処分を受けた場合</li> <li>③ 長期の治療を受け、労働能力が回復不可能</li> <li>④ 天災、災害などの不可抗力による人員削減</li> <li>⑤ 雇用主が休眠、清算した場合</li> </ul> (第 38 条)	<p>下記が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者が労働契約履行の一時停止期間(兵役義務、合意など)の終了日より 15 日間欠勤した場合</li> </ul> (第 38 条)
雇用主が一方的に労働契約を解除することが可能なケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者が医療機関の指示に基づき治療、療養している場合</li> <li>② 労働者が雇用者の許可を得た休暇中である場合</li> <li>③ 結婚したこと、妊娠したこと、産休中、1 歳未満児を育児中の場合</li> </ul> (第 39 条)	改正なし。



2.2 就業規則、賃金テーブル

2.2.1 就業規則

雇用主は労働者を10人以上雇用する場合、同就業規則を地域労働部に登録しなければならない。就業規則には以下5つの項目を規定しなければならない。(第83条)

i 勤務時間、休憩時間

ii 社内規則・秩序

iii 労働安全・衛生

iv 企業の資産、技術、経営上の秘密保持、知的所有権の保護

v 労働規律違反行為の処分および物的な責任

上記の項目に関して下表で比較解説をする。

項目	現行法	新法
<b>i. 勤務時間、休憩時間</b>		
勤務時間 深夜勤務 残業上限	① 通常勤務時間(第68条) ・ 1日当たり8時間 ・ 週当たり48時間 ② 残業(第69条) <残業上限> ・ 4時間/日、200時間/年 →特別な場合、300時間/年(労働局の承認が必要) ・ 週当たり勤務契約をしている場合は通常業務・残業合計12時間/日 ③ 深夜勤務時間(労働法第70条、政令95/CP第6条) ・ 北部~中部(Hue):22時~翌朝6時 ・ 中部(Da Nang)~南部:21時~翌朝5時	① 週当たり48時間勤務の場合、1日当たり10時間勤務が可能となった。(第104条) ② 残業上限「30時間/月」が追加された。(第106条) ③ 深夜勤務時間はベトナム全土で、22時~翌朝6時に統一された。(第105条)
有給休暇	・ 応急処置・救急から容体安定までの治療費をすべて負担 ・ 1年以上勤務する労働者は12日間の有給休暇を取得可能(第74条) ・ 退職時、雇用主は未消化の有給休暇を買い取る義務がある。(第76条) ・ 勤務時間が1年未満の労働者は実際の勤務月数に応じて、月1日を取得可能(第77条)	改正なし。
祝祭日	祝祭日は年9日間:太陽暦1月1日、フン王の命日(旧暦3月10日)、独立記念日(4月30日)、メーデー(5月1日)、建国記念日(9月2日)、旧正月(4日間)(第73条)	旧正月は4日間から5日間に延長 祝祭日合計は年10日間となった。(第105条)
<b>ii. 社内規則・秩序</b>		
社内規則・秩序	雇用主が自由に規定可能	改正なし。
<b>iii. 労働安全・衛生</b>		
定期健康	① 毎年最低1回健康診断の実施義務あり	以下が追加・改正された。

診断	② 重労働、有害な業務に従事する労働者の場合、6カ月毎に1回の健康診断の実施義務あり (労働法第 102 条、政令 06/CP 第 7 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性労働者に対しては年 1 回の健康診断の際に産婦人科の検診も義務付け</li> <li>・ 障害者、未成年、高齢の労働者に対しては 6 カ月毎に 1 回の健康診断を義務付け (第 152 条)</li> </ul>
労働災害	雇用主は労働災害・職業病の被害を受けた労働者に対して以下の責任を負う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急処置・救急から容体安定までの治療費をすべて負担</li> <li>・ 治療期間は賃金を支払う</li> <li>・ 賠償金を支払う (第 107 条)</li> </ul>	改正なし。
iv. 企業の資産、技術、経営上の秘密保持、知的所有権の保護		
秘密保持、知的所有権の保護	雇用主が自由に規定可能	改正なし。
v. 労働規律違反行為の処分および物的な責任		
処分	<p>処分形式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 戒告</li> <li>② 6 カ月を超えない昇給期間の延長、減給を伴う配置転換および免職</li> <li>③ 解雇 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者が強盗、横領、技術・経営上の秘密漏洩、資産および利益に重大な損害をもたらす行為をした場合</li> <li>・ 上記②の処分を受けた者が再犯をした場合</li> <li>・ 労働者が正当な理由なく月 5 日、年 20 日以上無断欠勤した場合 (第 84 条)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 「6 カ月を超えない減給を伴う配置転換」が削除された。</li> <li>③ 解雇に以下の行為が追加された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賭博、暴力行為、職場内での麻薬の使用、知的所有権の侵害行為、特別重大な損害をもたらす恐れがある行為 (第 125、126 条)</li> </ul> </li> </ul>
物的な責任 (賠償)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 労働者が雇用主の機器、設備を破損した場合、資産に損害をもたらす場合、労働者は賠償しなければならない。</li> <li>② 労働者が起こした損害が不注意によるものである場合は、労働者は最大で給与 3 カ月を賠償する。</li> <li>③ 労働者が設備・財産・機器の紛失、物資を浪費した場合は、労働者は市場の時価に基づき賠償する。</li> <li>④ 予想外の自然災害、火災、事故が発生した場合に必要な措置を講じたにもかかわらず克服できなかった場合は賠償義務はない。 (第 89、90 条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 「不注意によるもの」は一定金額以下の損害(一般最低賃金の 10 カ月分の最低賃金、現在 500 万ドン以下)であると追記された。 (第 130 条)</li> </ul>

2.2.2 賃金テーブル

現行法において、雇用者が賃金テーブルを適用するためには、事前に労働局に「登録」をしなければならなかった。しかし新法においては、登録ではなく、労働局への「通知」のみが要求されている。(新法第93条)

【賃金テーブルにおける各種手当】

項目	通常勤務	深夜勤務
賃金	最低賃金＝地域別の最低賃金＋地域別の最低賃金×7% (注)試用期間の後に正式雇用となる従業員の最低賃金が7%増しとなる。	賃金×130%
通常勤務日の残業代	賃金×150%	(賃金×130%×150%)＋(賃金×20%)
週休日の残業代	賃金×200%	(賃金×130%×200%)＋(賃金×20%)
祝祭日／有給休暇の残業代	賃金×300%	(賃金×130%×300%)＋(賃金×20%)

賃金テーブルにおける残業代および深夜勤務手当は右上表の通り規定されている。なお、改正により深夜勤務の残業に「賃金の20%」が加算されている。(第97条)

2.3. 労使関係

改正により労働対話および団体交渉について下表の通り新しい規定が追加され、労働組合については一部修正された。

【労使関係】

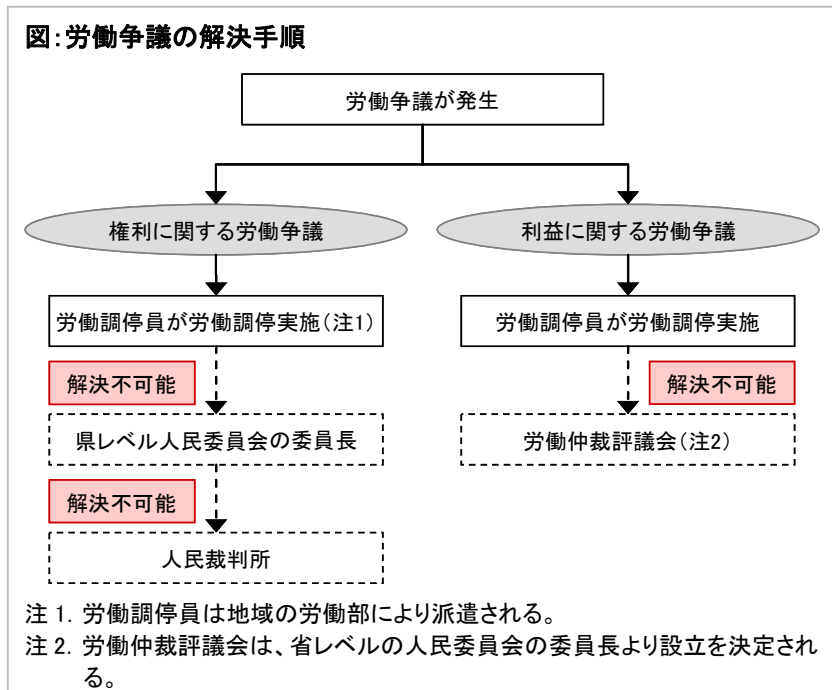
項目	現行法	新法
労働対話	規定なし	労働対話の目的は雇用主との情報共有や労使関係の簡潔化である。雇用主は3カ月ごとあるいは雇用主・労働者の一方の要求により対話の機会を設けることが求められている。対話の内容は下記の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用主の生産・稼働の状況、労働契約</li> <li>・ 労働協約、雇用主の規定の実施状況</li> <li>・ 勤務場所、労働環境</li> <li>・ 上記の内容にかかわる労働者および雇用主の意見</li> </ul> (第63～65条)
労働組合	労働組合の権利責任は以下のように規定される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域労働組合は企業内の労働組合を設立する。</li> <li>・ 企業内の労働組合は労使関係の交渉に参加する権利および責任を有する。</li> <li>・ 雇用主は労働組合設立に便宜を図る。</li> <li>・ 労働組合は就業規則、賃金テーブル、労働協約などに関して参加、交渉、締結し、その実施を監視する。</li> </ul> (第153, 154条)	改正により以下が追加されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用主は労働組合の設立有無を問わず、社会保険加入時の労働者の給与総額2%を組合費として拠出すること。(新労働組合法第26条)</li> <li>・ 労働組合の非専従幹部の労働者が労働組合の任期中に労働契約期間が終了した場合は、締結した労働契約を任期終了時まで延長する。(第192条)</li> </ul>

<p>団体交渉</p>	<p>規定なし</p>	<p>改正により新たに規定された。</p> <p>団体交渉とは会社運営上、労働者が不満等の意見を持つ場合、問題を解決するために雇用主と労働者が会議を行って、交渉することである。主な交渉内容は以下の通りである。</p> <p>&lt;交渉内容&gt;</p> <p>賃金、ボーナス、手当、昇給、就業時間、休憩時間、残業時間、シフト時間労働者の仕事の保障、労働安全・衛生、就業規則</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>労働者側の代表者／労働組合の執行委員会、雇用主側の責任者(社長、総務部長など)、参加者の人数は制限されない</p> <p>&lt;交渉手順&gt;</p> <p>交渉手順が下記のように規定されている。</p> <p>ステップ①</p> <p>労働者または雇用主は交渉内容を一方に通知する。</p> <p>ステップ②</p> <p>雇用主は交渉内容にかかわる情報(生産結果、売上、利益など)を労働者側に提供する。</p> <p>ステップ③</p> <p>労働者の代表者は情報に基づき労働者の意見を聴取し、雇用主側に労働者の意見を通知する。</p> <p>ステップ④</p> <p>雇用主は会議を開き、両者は交渉を行う。会議後、労働者および雇用主は議事録に署名する。</p> <p>ステップ⑤</p> <p>労働者側の代表者は会議結果を全労働者に公開し、それに対する労働者の意見を再度収集する。</p> <p>ステップ⑥</p> <p>両者が交渉結果に最終合意したら、労働協約を締結する。</p> <p>ステップ⑦</p> <p>雇用主は地域労働局に労働協約を通知後、社内で運用を開始する。</p> <p>(第 66～72 条)</p>
<p>労働争議</p>	<p>労使問題が発生した場合の解決手順が不明確であった。</p>	<p>改正により解決手順が右頁の通り明確になった。</p>



【労働争議】(新法第 203～206 条)

上述の団体交渉が成功しない場合あるいは労使関係に問題が発生し、労働争議が発生した場合について、改正法では下記の通り解決手順を詳細に規定した。労働争議の理由として雇用主・労働者の権利の争議および利益(給与や手当等)の争議の2つに分けて、右図の通り解決手順を説明する。



2.4 女性労働者の保護

項目	現行法	新法
産休、育児休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用者は、妊娠 7 カ月目以降、1 歳未満児を育児中の者を深夜勤務、残業、出張させることはできない。</li> <li>② 生理期間中 1 日に 30 分、1 歳未満児を育児中の者は 1 日 60 分の追加休憩が可能。</li> <li>③ 出産前後で合計 4 カ月の休暇が与えられる。双子以上の場合、1 人につきさらに 30 日の休暇延長が可能。</li> <li>④ 産休期間が終了した後、雇用者と労働者との合意により無給休暇の追加取得が可能。</li> <li>⑤ 最短で出産後 2 カ月から早期復帰が可能。その場合、保険機関から通常通りの産休手当の支給を受けられるほか、通常の給与も受け取れる。</li> <li>⑥ 1 歳未満児を育児中の場合は賃金を減額されることなく 1 日に 60 分、労働時間を短縮。</li> </ul> <p>(第 114、115、116 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 産休が 4 カ月から 6 カ月に延長された。</li> <li>また、出産前の休暇期間は 2 カ月が上限とされた。</li> <li>⑤ 最短で出産後 4 カ月から早期復帰が可能と修正された。</li> </ul> <p>(第 157 条)</p>

## 2.5 外国人労働者

項目	現行法	新法
採用および労働許可書	<p>① 外国人労働者を採用する前に外国人労働者の採用の必要性を労働局に「報告」しなければならない。「承認」は必要ない。</p> <p>② ベトナムで 3 カ月以上就労する外国人は労働許可書を所持しなければならない。</p> <p>③ 労働許可書の有効期間は最大 36 カ月である。 (第 133 条)</p>	<p>① 外国人労働者の必要性に関して、労働局への「報告」のみならず「承認」を得ることが要求された。(第 170 条)</p> <p>② 労働許可書の有効期間が 3 年(36 カ月)から 2 年(24 カ月)へと短縮された。(第 173 条)</p>

## 3. おわりに

以上、労働法の現行法と新法の比較における重要な点について解説した。現時点では同法の施行ガイドラインが発行されていないため、改正労働法が実際にどのように運用されるか不明な点も残っている。今後はこれらの改正・追加事項の詳細を定める通達が発表されると予想されるため、企業も同法の改正点をアップデートし、労働政策や社内規定を見直すことが必要となる。本稿がベトナムにおける企業運営の一助になれば幸いである。

※次回は第 20 号に掲載します。



**I-GLOCAL**  
incubate the next



**TA HUONG LY**  
(タ フォン リー)  
マネージャー  
I-GLOCAL CO., LTD.

1984 年生まれ。ハノイ大学日本語学科卒業。大学在学中、国費留学生に選抜され、東北大学日本文化研究科に 1 年間留学。大学卒業後、I-GLOCAL CO., LTD. に参画し、投資、人事労務、税務コンサルティングに従事。



## 【China】解説・中国ビジネス法務 第6回 外商投資企業にかかる持分出資に 関する商務部の暫定規定

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

### 一 本規定の概要

商務部は2012年9月21日に「外商投資企業にかかる持分出資に関する商務部の暫定規定」(以下、本規定)を公布し、同年10月22日に施行しました。

本規定は、外商投資企業にかかる持分出資行為、つまり国内外の投資者(以下、持分出資者)が、その保有する中国国内に設立された企業(内資企業・外商投資企業の双方を含む。以下、持分企業)の持分をもって出資し、外商投資企業(以下、被投資企業)を設立または出資者を変更する行為を適用対象とし(本規定第1条)、当該行為に関する規制等を規定しています。

なお、そもそも中国法上、持分による出資が認められるかという点ですが、この点については、①金銭による評価が可能、②譲渡が可能——という2点をクリアすれば、金銭以外の財産での出資も可能とされており(「会社法」第27条1項)、当該規定では具体例として持分による出資を列挙していないものの、持分による出資が認められると解するのが通説です<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> なお、会社法に基づく規定のほか、持分による出資に関して以下の規定も挙げられます。

①「持分出資登記管理規則」(工商局第39号、2009年1月14日公布、2009年3月1日施行)  
②「外国投資者による国内企業の買収に関する規定」第4

### 二 本規定の適用例

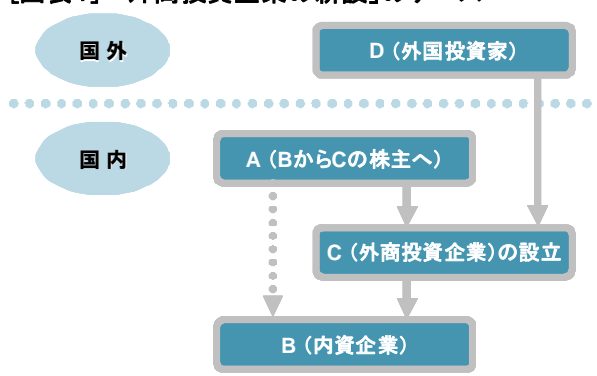
本規定では具体的に、(1)外商投資企業の新設、(2)非外商投資企業の増資による外商投資企業への変更、および(3)増資による外商投資企業の持分変更——について規定しています(本規定第2条)。以下では、具体例を紹介します。

#### (1)「外商投資企業の新設」のケース

このケースには、内資企業Bの株主である中国国内投資家Aが、外国投資家Dと合併で外商投資企業Cを設立する際に、Aが自ら保有するBに対する持分をもって現物出資する場合は該当します(図表1)。

かかるケースでは、Cが設立されることに伴い、

【図表1】「外商投資企業の新設」のケース



章(商務部令2009年第6号、2009年6月22日公布、同日施行)

③「外商投資企業の外国側株主がその有する国内持分をもって出資する際の出資検査に関する問題の返答」(外貨管理局2010年1月18日)

①AがCの株主となる一方、②Bの株主がAからCに変更されます(AがBの株主として残らない場合)。

なお、このケースでは、Cは中外合弁の外商投資企業であるため、中外合弁企業の設立に関する審査認可機関の許認可が必要となる(中外合弁企業法第3条等)ことに加えて、BはCという外商投資企業の再投資先に該当するため、Bの業種が「奨励類」または「許可類」に分類される場合には工商行政管理局への届け出が必要となり、Bの業種が「制限類」に分類される場合には審査認可機関の許認可が必要となります(「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」第7条、第9条)。

(2)「非外商投資企業の増資による外商投資企業への変更」のケース

このケースには、外商投資企業Bの株主である外国投資家Aが内資企業Cの増資を引き受ける際に、Aが自ら保有するBに対する持分をもって現物出資する場合は該当します(図表2)。

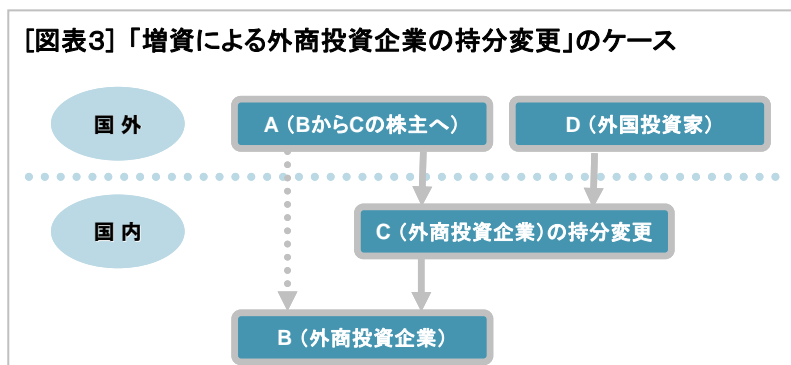
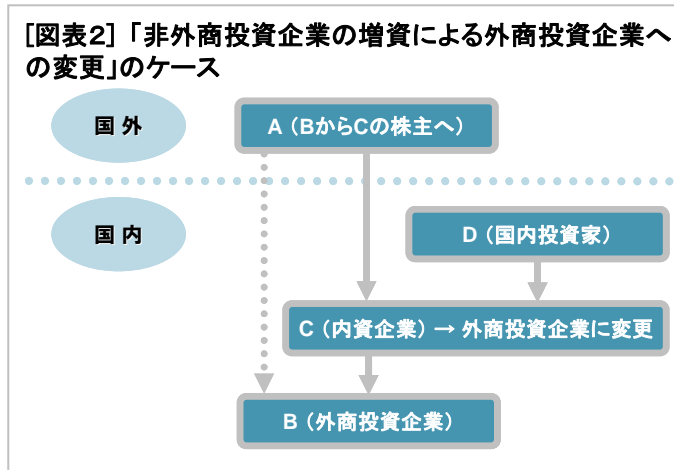
かかるケースでは、AがCの増資を引き受けることに伴い、①AがCの株主となることによってCが外商投資企業に変更され、かつ、②Bの株主がAからCに変更されます(AがBの株主として残らない場合)。

なお、このケースでは、(1)のケースと同様に、Cは中外合弁の外商投資企業となりますので、中外合弁企業の設立に関する審査認可機関の許認可が必要となることに加えて、BはCという外商投資企業の再投資先に該当するため、Bの業種

により工商行政管理局への届け出や審査認可機関の許認可が必要となります。また、Bは、外商投資企業ではなくなり、内資企業となるため、「外商投資企業批准証書」の取り消し手続きを行う必要があります。

(3)「増資による外商投資企業の持分変更」のケース

このケースには、外商投資企業Bの株主である外国投資家Aが外商投資企業Cの増資を引き受ける際に、Aが自ら保有するBに対する持分をもって現物出資する場合は該当します(図表3)。このケースは、従前は法律上の根拠がないため(Cが投資性会社である場合を除く)、実務上は認められ





ていなかったため、本規定の重要な適用例といえます。

かかるケースでは、AがCの増資を引き受けることに伴い、①AがCの株主となり、かつ、②Bの株主がAからCに変更されます(AがBの株主として残らない場合)。

したがって、このケースでは、Cという外商投資企業の持分に変更が生じるため、当該持分の変更に関する審査認可機関の許認可が必要となり(「外商投資企業投資家の持分変更についての若干の規定」第3条)、かつ、上記と同様、BはCという外商投資企業の再投資先に該当するため、Bの業種により工商行政管理局への届け出や審査認可機関の許認可が必要となります。また、Bは、上記と同様、外商投資企業ではなくなり、内資企業となるため、「外商投資企業批准証書」の取り消し手続きを行う必要があります。

### 三 本規定の内容

#### (1) 出資に用いる持分に関する制限

本規定によれば、出資に用いる持分は、法により譲渡可能なものでなければならず、かつ本規定において出資を禁止されている持分に該当しないことを要すると規定されています(本規定第4条)。

なお、出資が禁止されている持分として、①登録資本金の払い込みが完了していない持分企業の持分、②質権が設定されている持分、③差し押えられている持分、④定款または契約により譲渡が禁止されている持分、⑤前年度の共同年度検査を通過していない外商投資企業の持分、⑥不

動産会社、外商投資性会社、外商投資創業投資企業の持分、⑦持分譲渡の認可を取得していない持分などが挙げられています(本規定第4条)。

#### (2) 外資規制に関する制限

本規定によれば、持分出資後、被投資企業および持分企業、ないし、それらが直接または間接に持分を所有する企業は、「外商投資の方向を指導する規定」、「外商投資産業指導目録」およびその他外商投資に関する規定に合致しなければなりません。なお、これらの規定に合致しない場合、持分による出資を行なう前に関連資産、業務を分離、または持分を譲渡しなければならず、持分出資者は持分出資を通して外商投資管理(中国語原文も「外商投資管理」)を回避してはならないと規定されております(本規定第5条)。

#### (3) 出資に用いる持分の価格および割合に関する制限

本規定によれば、出資する持分の価格は、法により設立した国内評価機関による評価が必要ですが、持分出資者および非投資企業の株主その他の投資者は、当該評価の結果に基づき、持分出資の金額につき協議することができると規定されております(本規定第6条、第7条)。なお、かかる規定は、国内評価機関による評価を取引価格決定の根拠とすべきとする「外国投資者による国内企業の買収に関する規定」第14条に整合するものです。

また、本規定によれば、被投資企業の株主全体の持分による出資金額およびその他の非貨幣財産による出資金額の総計は、登録資本の70%を超えてはならないと規定されています(本規定

第8条)。なお、かかる規定は、現物出資の割合は登録資本金の70%を超えてはならないとする「会社法」第27条第3項に整合するものです。

#### (4) 手続きに関する規定

本規定によれば、持分による出資においては、投資者または被投資企業が本規定に定める書類をもって、審査認可機関である商務部または地方の商務主管部門に申し立て、その許認可を得る必要があります(本規定第3条、第10条)。

また、持分出資が認められた場合、持分企業が非外商投資企業であるか否か、そして持分出資後の持分企業(外商投資企業の場合)に外国投資家が残っているか否かに応じて、持分企業は、届け出もしくは許認可取得の手続き、持分所有者の変更手続き、「外商投資企業批准証書」の抹消もしくは変更手続きを行わなければなりません(本規定第11条、第12条、第13条)。

そして、これらの手続きが完了後、持分企業は、国の規定に従い、工商・税務・税関・外貨等の関連部門において変更登記を行うものと規定されています(本規定第14条)。

さらに、本規定では、持分出資が「外国投資者による国内企業買収に対する安全審査制度の実施規定」に定めるケースに該当する可能性がある場合、外国投資者が当該規定に基づき買収安全審査申請を提出しなければならない、と規定されています(本規定第22条)。

#### 四 若干の考察

本規定の制定により、持分による出資を行った場合の手続き等が比較的明らかになったことから、

持分による出資を利用した企業再編や M&A がより頻繁に行なわれることも予想され、今後の本規定に関する実務運用等に注視する必要があるように思われます。

※次回は第20号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所  
MORI HAMADA & MATSUMOTO

**山口 健次郎**  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士(東京弁護士会所属)

2001年早稲田大学政治経済学部卒。2007年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008年弁護士登録。2010年より森・濱田松本法律事務所にアソシエイトとして参加、現在に至る。

**Business** 【China】

# 「単一用途商業プリペイドカード 業務管理弁法(試行)」の解説

潘 立冬 敬海法律事務所

## はじめに

中国では近年、単一用途商業プリペイドカード(以下、「プリペイドカード」)の普及が急速に進んでいる。概算統計によると、現在、中国 30 省市の 283 の県級以上の都市でプリペイドカードが発行されており、その市場規模は今後、年平均 30% 超のペースで増加する可能性が見込まれている。

しかし、その一方で詐欺やカード発行企業によるハイリスク投資への流用、財務規則への違反、公金の流用、カード授受による贈収賄など、プリペイドカードにからんだ諸問題も顕在化しており、市場秩序に混乱をもたらし、社会の安定性に悪影響を及ぼす可能性などが各方面から指摘されている。

こうした問題に呼応し、2011 年 5 月 23 日、「商業プリペイドカード管理を規範化する事に関する人民銀行監察部等の部門の意見を転送発布することにかかる国务院弁公庁の通知」(国弁発[2011]25号、以下、「国弁 25号通知」)が発布され、さらに 2012 年 11 月 1 日には、その実施細則に相当する「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法(試行)」<sup>1</sup>(以下、「管理弁法」)が商務部より

施行された。同日発効した人民銀行による「支払機関プリペイドカード業務管理弁法」とあわせ、商業プリペイドカードに関する管理はより規範化されることになった。本稿では、実施細則にあたる「管理弁法」について解説を行う。

## 1、適用範囲

「管理弁法」第 2 条によると、その適用範囲は小売業、ホテル・飲食業、住民サービス業の各業界となる。商務部が公布した「単一用途商業プリペイドカード業界分類表」によると、小売業にはデパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど、ホテル・飲食業には、観光ホテル、ファストフードサービスなどが含まれる。また住民サービス業には、理容および美容サービス、入浴サービスおよび保健サービスなど、その他のサービス業には、清掃サービスなどが含まれる。

なお、商務部は商業プリペイドカードの業界定義に際して多くの企業と意見交換を行い、最終的に公共事業、文化業、体育業、教育業、旅行業および娯楽業の計 6 業界について、「管理弁法」を適用しないことにした。この結果、バスカード、図書カード、スポーツジムカード、カラオケカード、ゲームカード等は、当弁法の適用外となっている。このほか「管理弁法」第 41 条では、燃料販売企業の発行する特定の車両に対する決済用記名式燃

<sup>1</sup> 商務部令 2012 年第 9 号《単用途商業预付卡管理办法(試行)》

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/201209/20120908362416.html?42265172=655586346>

料プリペイドカードについても、適用対象から除外するとしている。

## 2、適用上の注意

### (1)届出

「管理弁法」第7条によると、今後新規にプリペイドカードを発行する企業は、業務開始日から30日以内に、各カード発行企業の属する分類に応じ、省、市、県級の商務主管部門に届け出なければならない。また、第40条によると、プリペイドカードを既に発行している企業は、本弁法の施行日から90日以内、すなわち2013年1月29日前までに届け出を完了しなければならない。

### (2)定期的な業務報告

「管理弁法」第34条によると、商務主管部門は「単一用途商業プリペイドカード業務情報システム」<sup>2</sup>の構築により、カード発行企業の監督・管理を強化し、その正常な運用を確保することとなっている。そのため、プリペイドカード発行企業は、各地区・市の主管部門でシステムの登録IDとパスワードを取得した上で、「企業基本状況表」と「プリペイドカード業務状況」に入力しなければならない。その期日は、第31条によると、グループカード発行企業<sup>3</sup>とブランドカード発行企業<sup>4</sup>は四半期終了後の20営業日以内、規模カード発行企業<sup>5</sup>は四

<sup>2</sup> <http://yfk.mofcom.gov.cn/card/>

<sup>3</sup> グループカード発行企業とは、そのグループ内で使用できるカードを発行するグループの親会社。

<sup>4</sup> ブランドカード発行企業とは、同一ブランドのフランチャイズシステム内で使用できる単一用途カードを発行し、当該ブランドの企業ロゴまたは登録商標を有する、あるいは、授權を経て当該企業ロゴまたは登録商標の専用使用権を有する企業。

<sup>5</sup> 規模カード発行企業とは、グループまたはブランドカード発行企業以外の企業で、次の条件のいずれかに合致する

半期終了後の15営業日以内、その他のカード発行企業は毎年1月31日までとなっている。

### (3)サービスの規範化

- ① カード発行企業は有形カード<sup>6</sup>の表面にカード発行企業の名称、連絡先、カード番号、使用規則および注意事項等を表記しなければならない。グループカード発行企業はグループの名称、ブランドカード発行企業は企業ロゴまたは登録商標を表記しなければならない。仮想カード<sup>7</sup>にも上述情報が記載されなければならない。届け出済みのカード発行企業は届け出番号を明記することもできる。
- ② 企業はプリペイドカードサービスの内容を公開または告知しなければならず、また、カード購入者から要求があった場合には、カード購入契約書を締結しなければならない。カード発行企業やカード販売企業は、注意告知義務を負う。また、カード購入者がプリペイドカードの約款や契約内容を確実に把握できるよう説明責任を負う。それらの内容には、プリペイドカードの購入、チャージ、使用、払い戻し、紛失届、譲渡の方法、料金項目・基準、双方当事者の権利・義務、紛争処理の原則、違約責任などが含まれていなければならない。
- ③ 有効期間満了後、残高のある無記名カードについては、残高復活やカード更新等のサ

企業。①前年の会計年度の営業収入が500万人民币元以上、②工商登録登記から1年未満で登録資本金100万人民币元以上。

<sup>6</sup> 磁気カード、ICカード、ペーパーカードなど。

<sup>7</sup> 暗証番号、文字コード、図形、生体特性情報等を媒体とするカード。



ービスを提供しなければならない。

- ④ 企業はカード所有者のために、合理的な払い戻し方法・期間を設定しなければならない。プリペイドカードのサービスを終了する場合には、その終了 30 日前までに、届け出機関が指定した媒体に公示し、カード所有者にカード払い戻しサービスを無料で行わなければならない。

#### (4) 監査

「管理弁法」第 33 条によると、商務部や地方政府商務主管部門は、カード発行企業およびカード販売企業のプリペイドカード業務活動、内部状況、リスクなどについて、定期または不定期に現場検査や非現場検査を行うことになっている。

また同第 35 条によると、カード発行企業とカード販売企業は一般市民の監督を受けなければならない。一般市民は 12312 ダイヤル(ビジネス告発・苦情受付センター)を通して商務部および地方政府商務主管部門に、カード発行企業やカード販売企業の当弁法違反事項について告発したり、苦情を寄せることができる。

#### (5) 罰則

企業が「管理弁法」に違反した場合、所在地の商務主管部門は一定期間内の是正を命じ、期間経過後も是正が見られない場合、1 万元から3 万元の過料を科すことになっている。また、第 39 条により、処罰を受けた企業は商務主管部門の指定した媒体に当処罰情報が公開されることになっている。信用が企業の業績に大きく影響する中国においては、むしろ後者のペナルティーの方が重

要視されるであろう。

#### まとめ

「管理弁法」では、カード発行企業とカード販売企業によるカード発行やサービス提供に関する国弁 25 号通知の内容が具体化され、各種問題点に対する対応策が規定された。監督・管理部門および企業にとって「管理弁法」の規定は新たなものであり、現在は執行上の過渡期にある。「管理弁法」では企業の届け出機関が指定されているが、一部の地区では届け出機関の具体的な受け入れ部門や届け出の受理については実務作業を進めている段階にあり、受け入れ態勢が規定に追いついていないのが実情である。今後、政府部門は「管理弁法」を執行していく過程で生じる問題点に対処しながら、規定に修正を加えていくことが予想される。中国におけるプリペイドカード管理規定が完成形を迎えるまでには、さらなる時間が必要とされるものと思われる。

※次回は第 20 号に掲載します。



**敬海法律事務所**  
WANG JING & CO. Law Firm

**潘 立冬**  
パートナー弁護士  
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了(国際法専攻)、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了(保険法、銀行商事法、会社法等を専攻)。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



アジア各国・地域

主要経済指標

～金利編～

基準割引率(公定歩合)

銀行間取引金利(3カ月)

(単位:年率%)

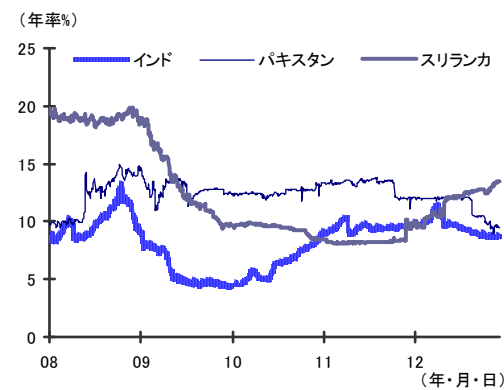
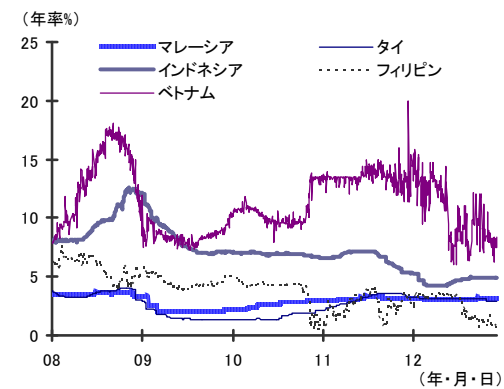
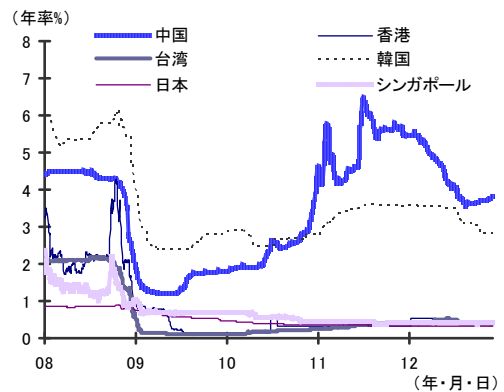
年 期	香港	中国	日本	韓国	シンガポール	マレーシア
08	0.50	2.79	0.30	1.75	0.84	3.25
09	0.50	2.79	0.30	1.25	0.27	2.00
10	0.50	3.25	0.30	1.25	0.22	2.75
11	0.50	3.25	0.30	1.50	0.19	3.00
10 3Q	0.50	2.79	0.30	1.25	0.21	2.75
4Q	0.50	3.25	0.30	1.25	0.22	2.75
11 1Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.20	2.75
2Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.18	3.00
3Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.18	3.00
4Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.18	3.00
12 1Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.19	3.00
2Q	0.50	3.25	0.30	1.50	0.18	3.00

年 期	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム	ラオス	ミャンマー
08	2.75	9.25	6.00	10.25	7.67	12.00
09	1.25	6.50	3.50	8.00	4.75	12.00
10	2.00	6.50	4.00	9.00	4.33	12.00
11	3.25	6.00	4.50	15.00	-	12.00
10 3Q	2.25	6.50	4.00	8.00	4.33	12.00
4Q	2.00	6.50	4.00	9.00	5.00	12.00
11 1Q	3.00	6.75	4.04	12.00	5.00	12.00
2Q	3.50	6.75	4.50	14.00	-	12.00
3Q	4.00	6.75	4.50	14.00	-	12.00
4Q	3.25	6.00	4.50	15.00	-	12.00
12 1Q	3.00	5.75	4.00	14.00	-	10.00
2Q	3.00	5.75	4.00	11.00	-	10.00

年 期	バングラデシュ	インド	パキスタン	スリランカ
08	5.00	6.00	15.00	15.00
09	5.00	6.00	12.50	15.00
10	5.00	6.00	14.00	15.00
11	5.00	6.00	12.00	15.00
10 3Q	5.00	6.00	13.00	15.00
4Q	5.00	6.00	14.00	15.00
11 1Q	5.00	6.00	14.00	15.00
2Q	5.00	6.00	14.00	15.00
3Q	5.00	6.00	13.50	15.00
4Q	5.00	6.00	12.00	15.00
12 1Q	5.00	9.50	12.00	15.00
2Q	5.00	9.00	12.00	-

(注)期末値。

(資料)IMF、国連経済社会局「MBS Monthly Bulletin Statistics Online」、CEIC より作成



(注)パキスタンは1カ月、台湾はO/N。(資料)CEIC

## 預金・貸出金利

(単位:年率%)

年 期	香港		中国		台湾		韓国		日本		シンガポール	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
06	2.70	7.75	2.52	6.12	1.61	3.99	4.50	5.99	0.68	1.66	0.57	5.31
07	2.42	6.75	4.14	7.47	1.90	4.15	5.17	6.55	0.81	1.88	0.53	5.33
08	0.45	5.00	2.25	5.31	1.98	4.37	5.87	7.17	0.59	1.91	0.42	5.38
09	0.01	5.00	2.25	5.31	0.39	2.81	3.48	5.65	0.43	1.72	0.29	5.38
10	0.01	5.00	2.75	5.81	0.56	2.60	3.86	5.51	0.50	1.60	0.21	5.38
11	0.01	5.00	3.50	6.56	0.83	2.80	4.15	5.76	0.46	1.50	0.17	5.38
10 3Q	0.01	5.00	2.25	5.31	0.51	2.57	3.83	5.45	0.44	1.58	0.20	5.38
4Q	0.01	5.00	2.75	5.81	0.58	2.62	3.73	5.37	0.47	1.56	0.19	5.38
11 1Q	0.01	5.00	3.00	6.06	0.67	2.67	4.16	5.69	0.42	1.54	0.18	5.38
2Q	0.01	5.00	3.25	6.31	0.75	2.71	4.21	5.75	0.62	1.51	0.18	5.38
3Q	0.01	5.00	3.50	6.56	0.82	2.76	4.17	5.82	0.49	1.49	0.17	5.38
4Q	0.01	5.00	3.50	6.56	0.88	2.84	4.07	5.76	0.32	1.47	0.14	5.38
12 1Q	0.01	5.00	3.50	6.56	0.88	2.88	4.02	5.75	0.44	1.44	0.13	5.38
2Q	0.01	5.00	3.25	6.31	0.88	2.89	3.94	5.65	0.49	1.42	0.13	5.38
3Q	0.01	5.00	3.00	6.00	0.88	2.89	-	-	-	-	0.14	5.38
年 期	マレーシア		タイ		インドネシア		フィリピン		ベトナム		カンボジア	
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出
06	3.15	6.49	4.44	7.35	11.41	15.98	5.29	9.78	7.63	11.18	1.84	16.40
07	3.17	6.41	2.88	7.05	7.98	13.86	3.70	8.69	7.49	11.18	1.90	16.18
08	3.13	6.08	2.48	7.04	8.49	13.60	4.49	8.75	12.73	15.78	1.91	16.01
09	2.08	5.08	1.04	5.96	9.28	14.50	2.74	8.57	7.91	10.07	1.66	15.81
10	2.50	5.00	1.01	5.94	7.02	13.25	3.22	7.67	11.19	13.14	1.26	15.63
11	2.91	4.92	2.28	6.91	6.93	12.40	3.39	6.66	13.99	16.95	1.34	15.22
10 3Q	2.73	5.20	1.17	6.00	6.95	13.13	3.13	7.65	11.10	13.17	1.24	15.58
4Q	2.74	4.92	1.38	6.04	7.03	12.93	3.45	7.42	12.29	13.93	1.23	15.77
11 1Q	2.74	4.95	1.78	6.45	6.87	12.60	3.02	6.83	13.96	16.05	1.29	15.09
2Q	2.91	4.95	2.17	6.79	6.94	12.26	3.31	6.56	14.00	18.02	1.35	15.33
3Q	3.00	4.89	2.54	7.16	6.94	12.48	3.53	7.02	14.00	17.91	1.36	15.17
4Q	2.99	4.87	2.63	7.25	6.97	12.28	3.69	6.25	14.00	15.84	1.36	15.30
12 1Q	2.99	4.83	2.63	7.13	6.50	12.04	3.24	6.07	13.65	15.30	1.36	13.01
2Q	2.98	4.85	2.80	7.13	5.88	11.81	3.11	5.71	10.68	13.87	1.36	12.66
3Q	2.98	4.73	3.35	7.13	5.66	11.74	3.09	-	-	-	-	-
年 期	ミャンマー		ラオス		バングラデシュ		インド	パキスタン	スリランカ			
	預金	貸出	預金	貸出	預金	貸出	貸出	預金	預金	貸出		
06	11.38	16.08	5.00	30.00	9.11	15.33	11.19	4.17	6.80	12.85		
07	12.00	17.00	5.00	28.50	9.18	16.00	13.02	5.31	9.08	17.08		
08	12.00	17.00	4.67	24.00	9.65	16.38	13.31	6.92	10.89	18.89		
09	12.00	17.00	3.25	24.78	8.21	14.60	12.19	8.68	10.61	15.67		
10	12.00	17.00	3.00	22.61	7.14	13.00	10.17	8.15	6.90	10.22		
11	11.33	16.33	-	-	10.02	13.25	11.17	8.23	6.43	9.41		
10 3Q	12.00	17.00	3.00	22.35	7.32	13.00	8.00	8.33	6.79	10.08		
4Q	12.00	17.00	3.00	22.00	7.61	13.00	8.67	8.03	6.30	9.43		
11 1Q	12.00	17.00	2.56	21.72	9.47	13.00	9.33	8.17	6.20	9.17		
2Q	12.00	17.00	-	-	10.78	14.00	9.83	8.23	6.28	9.22		
3Q	11.33	16.33	-	-	9.78	13.00	10.75	8.30	6.41	9.37		
4Q	10.00	15.00	-	-	10.03	13.00	10.75	8.20	6.84	9.89		
12 1Q	8.00	13.00	-	-	11.45	13.00	10.75	8.04	7.59	11.89		
2Q	8.00	13.00	-	-	11.76	13.00	10.67	8.10	-	-		
3Q	8.00	13.00	-	-	-	-	-	8.03	-	-		

(資料)IMF、CEIC

## アジア各国・地域の金利推移

各国・地域中央銀行の金融機関に対する貸付に適用される金利となる基準割引率(公定歩合)は、10～11年にかけて若干の利上げ傾向が見られたが、11年後半から12年にかけてタイやインドネシア、フィリピン、ベトナムなどで利下げ傾向に転じている。同様に、銀行間取引金利も10～11年にかけて中国やベトナム、インドなどで上昇傾向が見られたが、12年にかけて下落傾向に転じている。

預金金利は11～12年にかけて中国や韓国、シンガポール、ベトナム、インドネシアなどの国・地域で低下傾向となったのに対し、タイ、スリランカなどでは上昇傾向が見られた。一方、貸出金利では、台湾、インド、スリランカなど一部の国を除き、低下傾向となった。

## Back Issues

## 2012年3月発行 第10号

- ・インドネシアの労働事情
- ・世界トップの香港ワイン市場
- ・India: インドの税制[37]インドにおける移転価格税制税務調査・税務裁判プロセスの概要
- ・Vietnam: ベトナムにおける経理人材と経理業務構築
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[2]労働報酬支払拒否罪について
- ・China: 「外商投資産業指導目録」(2011年改訂)の解説
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年4月発行 第11号

- ・[華南から内陸へ①]中国中部地域における日系企業の動きと展望
  - ▶ 中部振興策と内陸市場目指す日系企業
  - ▶ 中部振興戦略と武漢への進出
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド市場からの撤退および閉鎖における留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座(35)華南における労働者雇用の現況と法務リスク
- ・Hong Kong 国際税務講座(20)中国におけるPE課税
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年5月発行 第12号

- ・中国医療機器市場への第一歩
- ・[華南から内陸へ②] 中国内陸部を目指す日系企業と広西チワン族自治区の現状
- ・India: インドの税制[38]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(前編)
- ・Vietnam: ベトナム個人所得税～出張者の免税適用における実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[3]著作権法(改正草案)の公開意見募集に関する通知
- ・China: ISO26000の基本的原則と関連する中国法の実在
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年6月発行 第13号

- ・中国における旅行市場への参入
- ・中国ビジネスにおける金融センター香港の活用
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド支店および駐在員オフィスの撤退方法と留意点～
- ・Vietnam: 短期滞在者免税と「真の雇用者」の考え方
- ・China: 中国ビジネス法律講座[36]労働契約作成のポイント
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21]統括会社の実務
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編～

## 2012年7/8月発行 第14号

- ・[華南3大プロジェクト・シリーズ①] 未来の金融特区に向け指導する深圳市前海区
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1)～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- ・胎動するミャンマー～改革開放に膨らむ期待と現実～
- ・India: インドの税制[39]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(後編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[4]独占高位に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定
- ・China: 改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年9月発行 第15号

- ・カンボジアの投資環境～“タイ・プラスワン”としての活用～
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(2)
- ・India: インドビジネス最新情報(1)サービス税課税にかかる実務指針の好評
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[37]「中華人民共和国出入国管理法」の外国人に対する影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[22]日本の消費税と中国の増徴税の基礎
- ・アジア各国・地域主要経済指標～貿易編～

## 2012年10月発行 第16号

- ・注目集めるフィリピン～労働集約型産業の最後の砦となるか～
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(3)～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- ・India: インドの税制[40]移転価格税制事前確認制度(APA制度)の導入
- ・Vietnam: ベトナムにおける法人税の税務調整項目～日本との対比における留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[5]労働契約法の改正草案
- ・China: 「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年11月発行 第17号

- ・日系企業にとっての香港上場(前編)
- ・華南地域における飲食店展開の留意点
- ・India: インドビジネス最新情報[2]インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(前編)
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[38]中国における「PL」法と「三包」責任
- ・国際税務講座[23]日本企業の海外進出と日本での課税
- ・アジア各国・地域主要経済指標～為替レート編～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

**免責事項**

## 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

## 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

## 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

**みずほコーポレート銀行****香港営業第一部****中国アセアン・リサーチアドバイザー課**

TEL (852) 2102-5486

**産業調査部直投支援室**

TEL (03) 5222-5077

**産業調査部アジア室(在シンガポール)**

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO: Building the future with you  
**Mizuho Financial Group**